

喫煙・裸火使用・危険物品 持込みに関する解説

＝横浜市火災予防条例第28条の解説＝



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

目 次

第 1 章 喫煙・裸火使用・危険物品持込み禁止の概要

第 1 節	喫煙・裸火使用・危険物品持込み禁止の規制	2
第 2 節	喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される用途	3
1	禁止される用途の捉え方	4
2	指定場所	6
第 3 節	禁止される行為	7
1	喫煙	7
2	裸火	7
3	危険物品	8
第 4 節	指定場所で一定条件のもとに喫煙・裸火使用・ 危険物品持込みを行う場合	10
1	喫煙・裸火使用・危険物品持込みの解除承認ができる範囲	10
2	申請の要領	11
3	審査	12
4	標準処理期間	13
5	審査結果の通知	14
6	遵守事項	14
7	承認の取消	14
8	事前相談	14
第 5 節	指定場所における安全な喫煙所の設置義務	15
1	喫煙所の目的	15
2	喫煙所の設置場所	15
3	喫煙所の設置に関する手続	16
4	安全な喫煙所	16
5	喫煙所に設ける標識	18
第 6 節	喫煙所を設けない場合等の措置	19
1	喫煙の禁止	19
2	劇場等の喫煙所の床面積減少	20

第7節	禁止される用途の見やすい位置に掲出しなければならない 喫煙・裸火使用・危険物品持込みを禁止する旨の標識	21
1	標識の規格等	21
2	旧標識	21
第8節	禁止される用途での禁煙などの徹底	22

第2章 用途ごとの規制

第1節	劇場等	24
1	指定場所と禁止行為	24
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	26
第2節	物品販売店等	31
1	指定場所と禁止行為	31
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	38
第3節	展示場	47
1	指定場所と禁止行為	47
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	48
第4節	地下街	52
1	指定場所と禁止行為	52
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	54
第5節	スタジオ	58
1	指定場所と禁止行為	58
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	58
第6節	飲食店等	63
1	指定場所と禁止行為	63
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	64
第7節	旅館・ホテル・宿泊所	67
1	指定場所と禁止行為	67
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	67
第8節	駐車場	67
1	指定場所と禁止行為	67
2	指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	67

第9節 公衆の通行の用に供する部分の長さが50m以上の	
防火対象物	68
1 指定場所と禁止行為	68
2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	68

第10節 重要文化財等	72
1 指定場所と禁止行為	72
2 標識の設置	72
3 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲	73
4 重要文化財等をその他の用途で使用する場合	75

第3章 Q & A

1 指定場所及び禁止される用途	77
2 解除承認	78
3 喫煙	80
4 標識	81
5 不燃区画	82

第4章 資料編

資料1 横浜市火災予防条例・同条例施行規則（抜粋）	84
資料2 建築基準法・同法施行令（抜粋）	88
資料3 危険物の規制に関する政令（抜粋）	95
資料4 高圧ガス保安法・同法施行令・一般高圧ガス保安規則 （抜粋）	97
資料5 火薬類取締法・同法施行規則（抜粋）	100
資料6 健康増進法・同法施行令・同法施行規則（抜粋）	104
資料7 神奈川県公共の施設における受動喫煙防止条例・ 同条例施行規則（抜粋）	109
資料8 喫煙等承認申請書記入要領	112
資料9 喫煙禁止届出書記入要領	114
資料10 喫煙所減少届出書記入要領	116

●法令等の略称

法	・ ・ ・	消防法（昭和23年法律第186号）
政令	・ ・ ・	消防法施行令（昭和36年政令第37号）
省令	・ ・ ・	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
条例	・ ・ ・	横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）
規則	・ ・ ・	横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）
告示	・ ・ ・	横浜市火災予防条例第28条第1項の規定により消防長が指定する場所 （平成4年6月横浜市消防局告示第3号）

第 1 章

喫煙・裸火使用・危険物品
持込み禁止の概要

第1節 喫煙・裸火使用・危険物品持込み禁止の規制

劇場や百貨店など大勢の人で混雑する場所で火災が起きると、多数の死傷者が発生し、大きな被害が出ることは過去の火災事例からも明らかです。このことから、条例第28条第1項において、主に大勢の人が出入りする場所での「喫煙」、「裸火の使用」及び「火災予防上危険な物品の持込み」の各行為が、火災を予防することを目的として禁止されています。これらの行為を「禁止行為」といいます。

しかしながら、これらの行為を全面的に禁止してしまうと、文化、経済活動や社会生活に支障をきたすおそれがあるため、事前に申請を行い、消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲内で行うことができます。

なお、これらの場所は、建物の関係者だけでなく、大勢の人が出入りするため、このような人にも「禁煙」、「火気厳禁」及び「危険物品持込み厳禁」について知ってもらい、守ってもらわなくてはならないことから、標識を設置することや、禁止行為を制止することなど、建物関係者の義務についても条例第28条第2項から第5項までに規定されています。



第2節 喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される用途

禁止行為は、大勢の人が出入りする建物や施設の全てで禁止されているわけではなく、火災が発生した場合に多数の人命に危険が予想される場所等のみが禁止される場所として指定されています。これらの場所を「指定場所」といいます。

また、指定場所を有する「劇場」、「公会堂」、「百貨店」等の用途を「禁止される用途」といいます。

○横浜市火災予防条例第28条第1項の規定により消防長が指定する場所

平成4年6月25日消防局告示第3号

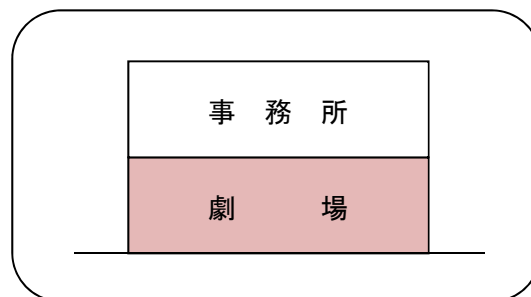
横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第28条第1項に規定する消防長が指定する場所を次のとおり指定し、平成4年7月1日から施行する。

- 1 劇場、映画館又は演芸場の舞台又は客席
- 2 観覧場の舞台又は客席（喫煙にあっては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
- 3 公会堂又は集会場の舞台又は客席（喫煙にあっては、不燃性の吸い殻容器のある客席を除く。）
- 4 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場（当該用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の売場、展示部分又は通常顧客の出入りする部分（喫煙にあっては、食堂部分で不燃性の吸い殻容器のある場所を除く。）
- 5 地下街の売場又は展示部分
- 6 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（裸火にあっては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを使用する場所を除く。）
- 7 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の舞台
- 8 旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分（喫煙にあっては、会議、宴会等で使用する場所で不燃性の吸い殻容器のある場所を除く。）
- 9 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
- 10 自動車の収容台数が50台以上の屋内駐車場の駐車のに供する部分
- 11 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物（(17)項から(20)項までの各項に掲げる防火対象物を除く。）で公衆の通行のに供する部分の長さが50メートル以上のものの通行のに供する部分

1 禁止される用途の捉え方

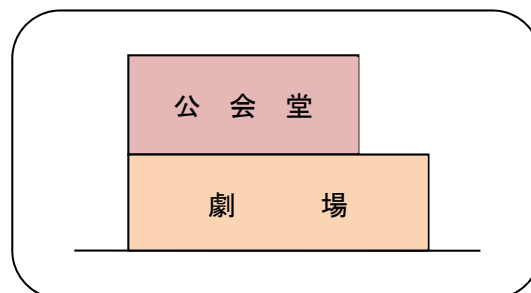
- (1) 一つの建物に様々な用途が混在する場合は、告示に該当する部分のみが禁止される用途となります。

(例)「劇場」部分のみが禁止される用途となります。



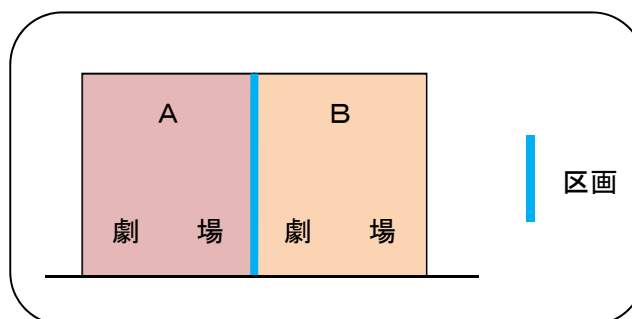
- (2) 一つの建物に禁止される用途が複数ある場合は、それぞれの部分が禁止される用途となります。

(例)「公会堂」、「劇場」がともに禁止される用途となります。



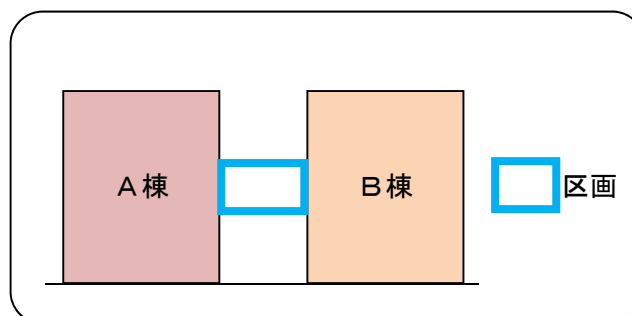
- (3) 一つの建物が政令第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁（以下「耐火構造の壁等」という。）で区画されている場合は、それぞれの部分が別の禁止される用途となります。

(例)「A劇場」と「B劇場」は別の禁止される用途となります。



- (4) 一つの建物が政令第8条第2号に規定する防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火戸（以下「渡り廊下等の壁等」という。）で区画されている場合は、それぞれの部分（棟）が別の禁止される用途となります。

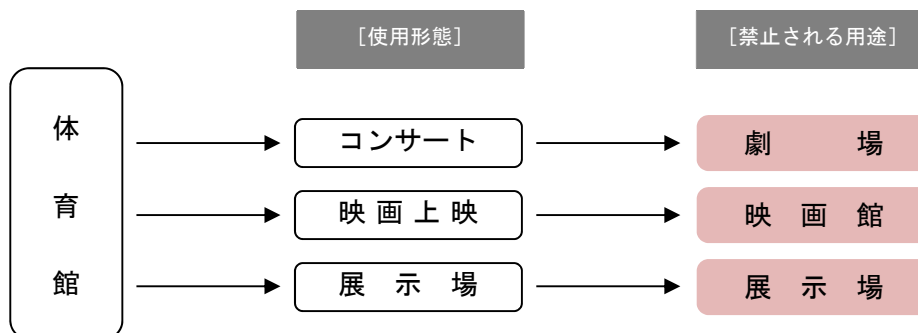
(例)「A棟」と「B棟」は別の禁止される用途となります。



(5) 常設のものに限らず、体育館等を一時的に使用してコンサートなどを行う場合も、禁止される用途となります。

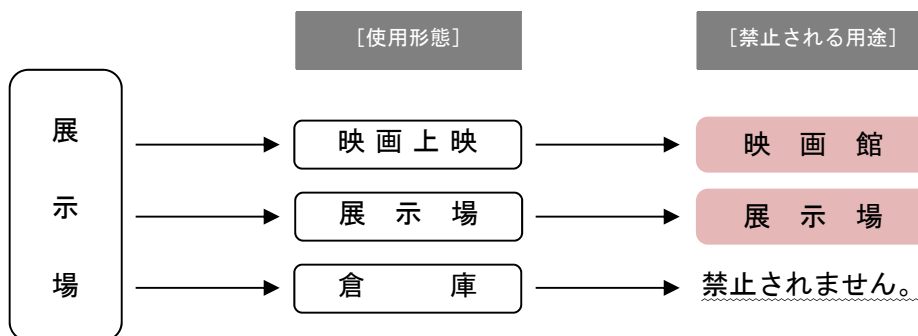
なお、屋外に舞台や客席を設けて興行を行う場合も、劇場等として規制の対象となります。

(例 1) 体育館で一時的にコンサートを行う場合は、禁止される用途の「劇場」として捉えます。



(例 2) 展示場で一時的に映画の上映を行う場合は、禁止される用途の「映画館」として捉えます。

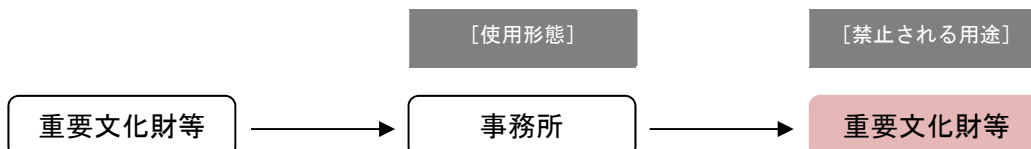
なお、「倉庫」や「事務所」などに使用する場所は、禁止される用途にはなりません。



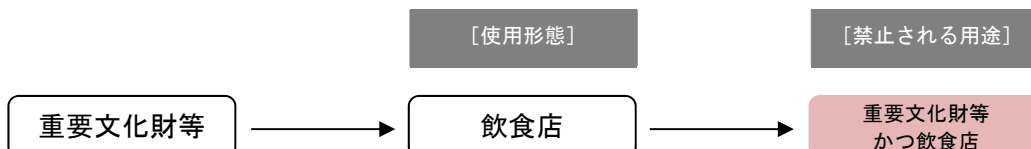
(6) 重要文化財等は、使用形態にかかわらず、禁止される用途となります。

なお、重要文化財等をその他の禁止される用途として使用する場合は、重要文化財等かつ当該禁止される用途として捉えます。

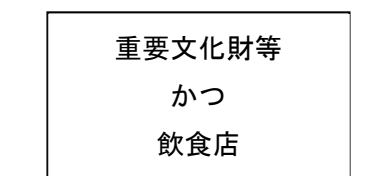
(例 1) 重要文化財等を事務所で使用する場合は、禁止される用途の「重要文化財等」として捉えます。



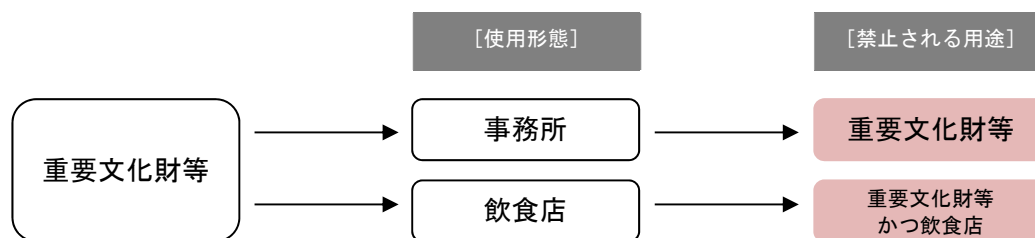
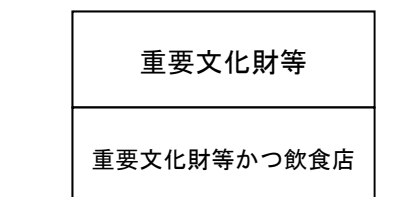
(例 2) 重要文化財等を飲食店で使用する場合は、禁止される用途の「重要文化財等かつ飲食店」として捉えます。



(例３－１) 全体を飲食店で使用する場合は、全体を「重要文化財等かつ飲食店」として捉えます。



(例３－２) 一部を飲食店で使用する場合は、当該部分を「重要文化財等かつ飲食店」として捉え、その他の部分を「重要文化財等」として捉えます。



2 指定場所

禁止される用途の中でも、「喫煙」、「裸火の使用」及び「火災予防上危険な物品の持込み」の行為が**禁止される指定場所**と**禁止されない指定場所以外の場所**があります。

例えば、物品販売店等では売場やサービス施設などの顧客が使用する部分は指定場所となりますが、事務所や社員食堂などの従業員のみが使用する部分については指定場所以外の場所となります。

なお、それぞれの用途ごとの指定場所の取扱いについては第２章「用途ごとの規制」で説明します。

第3節 禁止される行為

指定場所では、「喫煙」、「裸火の使用」、「火災予防上危険な物品の持込み」の行為が禁止されており、これらの行為を「禁止行為」といいます。

1 喫煙

マッチやライターなどで点火し、喫煙する一連の行為をいい、従来想定していた紙巻たばこなどのほか、加熱式たばこを使用する行為も喫煙に含まれます。

なお、喫煙については、健康増進法（平成14年法律第103号）や神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）においても規制されているため、事前に関係機関にも確認を行うようにしてください。

2 裸火

「炎」、「火花」及び「発熱部を外部に露出した状態で使用するもの」をいいます。

火気使用設備器具のうち、裸火に該当するかどうかは、次表により判断します。

熱源	裸火に該当するもの	裸火に該当しないもの
気体燃料	気体燃料（都市ガス、液化ガスなど）を使用するもの （例）組込型こんろ、卓上型こんろ	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼機器 （例）密閉式給湯湯沸器（B F 式、F F 式）
液体燃料	液体燃料（灯油、重油など）を使用するもの （例）石油ストーブ	
固体燃料	固体燃料（石炭、練炭、豆炭、木炭など）を使用するもの （例）七輪	
電気	通常の使用状態で、通電中であることがわかる程度に赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの （例）電気こんろ、電気ストーブ、ハロゲンヒーター	通常の使用状態で、通電中であることがわかる程度に赤熱して見える発熱部が、カバーで覆われているもの （例）トースター、ヘアドライヤー、オーブン
	外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのあるもの（赤熱していなくても表面温度がおおむね400度以上のもの）	外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのないもの（赤熱している場合、表面温度がおおむね400度未満のもの） （例）ホットプレート、電磁誘導加熱式調理器（I H 調理器）

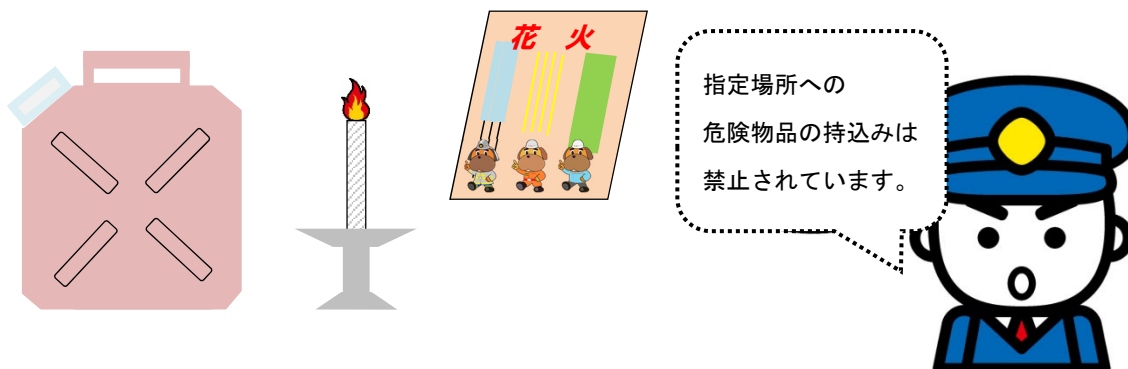
3 危険物品

火災発生の原因となり、又は火災を拡大させる危険性が高いもので、規則第11条に規定している「火災予防上危険な物品」をいいます。

区分	危険物品の例
法別表第1に掲げる危険物	ガソリン、灯油、ベンジン、アルコール、接着剤
一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス	LPG、水素ガス
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火	火薬、がん具用煙火
条例別表第7に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類	キャンドル、固形燃料、食用油

また、次のような製品にも危険物品が含まれています。

- (1) ネイル用品（マニキュア、除光液など）
- (2) エアゾール製品の一部（殺虫剤、消臭剤など）
※ 原液（内容物）が危険物、噴射剤が可燃性ガスとなる製品があります。
- (3) 塗料、溶剤（ペンキ、シンナーなど）
- (4) 車用品（エンジンオイル、潤滑油スプレーなど）
- (5) トーチ、ランタンなどのアウトドア用品（カートリッジボンベなど）
- (6) 消毒用アルコール（アルコールの含有量が60wt%以上のもの）



＜持込み行為から除外される危険物品＞

危険物品に該当する物品であっても、火災発生の危険性や延焼を拡大させる危険性が小さいと判断されるものであれば、必要最小限の範囲に限り、危険物品持込みの行為から除外されることがあります。

具体的な内容は、第2章「用途ごとの規制」で説明しますが、主に、次のようなものが除外されます。

- (1) 物品販売店舗等で、商品として恒常的に陳列販売する一定数量未満の危険物品
- (2) モーターや油圧機などの工作機械等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など
- (3) 展示物又は舞台、スタジオのセット等で、稼働を伴わない車両
- (4) 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている装飾品、美術品など
- (5) 日常の清掃用に使用しているクリーナー等
- (6) フライパンや鉄板に引く油のように、調理に使用している動植物油（揚げ物などに使用する場合を除く。）

※ 「危険物品持込み行為」から除外される場合でも、持込み量は必要最小限とするとともに、火災予防上支障のない場所で取り扱うよう自主管理の徹底に努めなければなりません。

動植物油は、法別表第1に掲げる引火性液体又は条例別表第7に掲げる可燃性液体類のいずれかに該当しますが、(6)についてのみ除外されています。そのため、フライパンやフライヤーなどで動植物油を煮沸して揚げ物をする目的の場合は危険物品に該当するため、禁止行為となります。

第4節 指定場所で一定条件のもとに喫煙・裸火使用・危険物品持込みを行う場合

1 喫煙・裸火使用・危険物品持込みの解除承認ができる範囲

例えば、劇場で「演出効果のために舞台上で火を使いたい」とか、百貨店の加工場で「惣菜を売るために卓上型こんろを使いたい」というような場合は、次のような条件を踏まえたうえで、行おうとする行為について消防署長に申請し、解除の基準に適合していると認められた場合に限り、使うことが可能となります。これを「解除承認」といいます。

なお、解除承認を受けた場合であっても、承認内容を遵守しなかった場合などには解除承認が取り消されることがあります。

<条件>

- 火気の使用量、可燃物からの距離、震災対策等の火災予防、また、人命の安全対策が施されていること。
- 行おうとする行為に代替の方法がなく、社会通念上妥当であること。
- 行おうとする行為の規模などが火災予防上安全であり、必要最小限であること。

告示	禁止される用途	指定場所	禁止行為の種類		
			喫煙	裸火使用	危険物品持込み
1～3	劇場等	舞台	○	○	○
		客席	×	○	○
4	物品販売店等	売場	×	○	○
		通常顧客の出入りする部分	×	○	○
4	展示場	展示部分	×	○	○
		通常顧客の出入りする部分	×	○	○
5	地下街	売場	×	○	○
		展示部分	×	○	○
6	重要文化財等 (建造物)	内部	○	○	○
		周囲	×	○	○
7	飲食店等	舞台	○	○	○
8	旅館、ホテル等	催物が行われる部分	—	—	—
9	スタジオ	撮影用セットを設ける部分	○	○	○
10	駐車場	駐車用の用に供する部分	×	×	×
11	公衆の通行の用に供する部分の長さが50m以上の防火対象物	通行の用に供する部分	×	○	○
		地下道（地下街の通路部分）	×	×	×

- 解除承認を受けることが可能な場所
- ×
- 行われる催物に応じて取り扱う場所

2 申請の要領

規則第12条第1項に定める喫煙等承認申請書（以下「申請書」という。）は、次によるものとします。

(1) 申請先及び申請時期

解除承認の申請は、解除承認を受けようとする建物の所在地を管轄する消防署長に、行為を行おうとする日の5日前までに行ってください。

(2) 申請者

劇場や展示場などのように、施設の管理者と実際の主催者が異なる場合の申請者については、特に定めはありませんが、事前に双方（防火管理者がいる場合は、防火管理者も含む。）で十分に申請内容を検討してください。

また、実際に消防署の窓口で申請に来られる方は、申請行為に際しての責任者又は施設側の防火管理者や担当者とするなど、申請内容について十分に説明できる人としてください。

(3) 申請書類

ア 窓口で申請する場合

申請書に必要事項を記入し、申請内容の明細がわかる平面図や資料を添付してください。また、平面図には、申請行為を行おうとする位置、行う人の動き、周囲の可燃物からの距離、その他審査に必要と思われる事項を具体的に記入してください。

イ 電子申請の場合

横浜市電子申請・届出システムにアクセスし、「喫煙等承認申請」を選択し、必要事項を入力してください（申請を行う際には、事前にアカウントを取得する必要があります。）。
[URL]<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

なお、窓口で申請する場合と同様に、申請内容の明細がわかる平面図や資料を添付してください。

(4) 申請単位

複数の禁止行為の解除承認を申請する際に、これらの申請行為を同じ期間に行おうとする場合は、一括して申請することができますが、個々の申請行為ごとにその明細がわかる資料を添付してください。

しかし、恒常的に火気使用設備器具を使用する場合や、恒常的に危険物品を持ち込む場合などには、その部分ごとに個別に申請してください。

※ 恒常的な解除承認を受けようとする例

- ・百貨店の食料品売場の加工場に設置するちゅう房機器
- ・百貨店の靴修理コーナーで危険物に該当する接着剤を使用して修理を行う行為

恒常的に行われる禁止行為の解除承認を受けた場合は、承認内容に変更が生じない限り、承認日から最長で10年の間は、承認が継続されます。

なお、劇場などで、発煙剤が危険物品に該当するスモークマシンを使用しようとする場合は、たとえ同一機器であっても、使用する位置、周囲の状況、行為者などがその都度異なるため、恒常的な解除承認を受けることはできません。その都度の申請が必要となります。

3 審査

解除承認の申請がされると、消防署では、「審査基準」に基づき火災予防上の問題点がないかどうかについて、書類上の審査を行います。また、必要に応じて現場の確認が行われることもあります。

(1) 審査基準

「審査基準」とは、横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第5条第1項に規定する審査基準で、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を意味し、市長その他の執行機関その他法令又は条例等に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関が定めるものとされています。

解除承認に係る審査基準は、指定場所ごとに解除承認が受けられる範囲のほか、実施に際して取るべき措置を定めているものです。

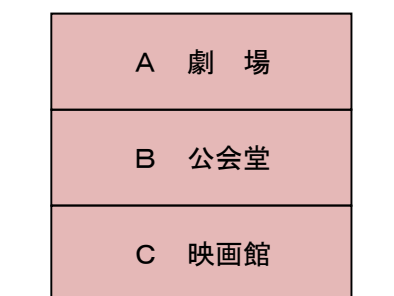
なお、仮に申請内容が審査基準に適合している場合であっても、申請内容やそれを行う場所の状況によって、火災予防上安全でない行為は、解除承認を受けられないことがあります。

(2) 承認単位

審査基準に定められている数量などは、次のアとイの考え方にに基づき、所定の部分ごとに適用されます。この所定の部分のことを「承認単位」といいます。

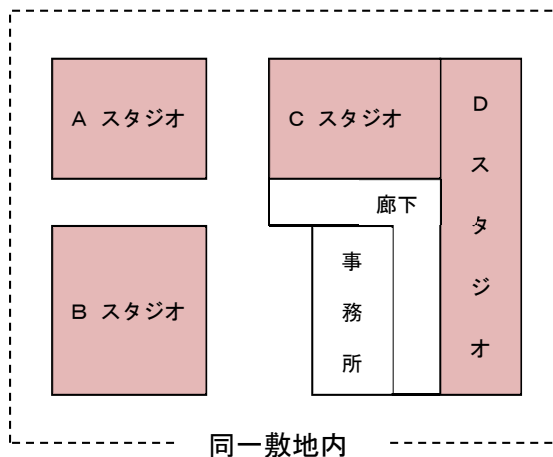
ア 原則として、指定場所ごとをそれぞれ1の承認単位とします。

例 1



A、B、Cのそれぞれが異なる禁止される用途なので、それぞれの指定場所が承認単位となります。

例 2



A、B、C、Dのテレビスタジオがそれぞれ指定場所なので、それぞれのスタジオが承認単位となります。

イ 次の(ア)又は(イ)の場所は、その部分をそれぞれ1の承認単位とします。

(ア) 所定の区画がなされている部分

A、Bのそれぞれが指定場所なので、それぞれが承認単位となります。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条に規定する防火区画がある建物では、それぞれの区画ごとに、審査基準に定められている数量などが適用になります。

(イ) 地下街の各店舗

建築基準法施行令第128条の3第2項及び第3項に定められている地下街の各構えが、それぞれ承認単位となり、審査基準に定められている数量などが適用になります。

4 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が消防署に到達してから、消防署長がその申請に対する処分（承認又は不承認）をするまでに要する期間のことをいい、申請に対する標準処理期間は5日間となっています。

したがって、申請に基づく処分の決定は、原則として申請後5日以内に行われます。ただし、申請に不備があるために申請を補正するのに必要な期間や、申請が適法であっても審査のために消防署から必要なデータ等の追加を求められた場合は追加資料などが提出されるまでの日数が、また、現場確認が必要とされた場合は現場確認に要する日数が、それぞれ標準処理期間には含まれないこととなります。

5 審査結果の通知

解除承認の審査結果は、次のように通知されます。

(1) 承認された場合

解除承認に係る期間、場所及び条件が記された喫煙等承認通知書が交付されます。(※)

(2) 承認されなかった場合

不承認理由が記された喫煙等不承認通知書が交付されます。

※ 令和6年3月以前に申請され、承認されたものについては、喫煙等承認通知書ではなく、喫煙等承認申請書の副本に、右図のような承認済印が押印されています。

承認済印があるものについては、解除承認を受けた内容に変更が生じない限りは、改めて申請を行う必要はありません。

(承認済印)

第		号
承	認	済
年 月 日		
横浜市	消防署長	

6 遵守事項

解除承認された行為を行う際には、次の事項を遵守しなければなりません。

(1) 解除承認を受けた内容を厳守すること。

(2) 従業員に対して解除承認を受けた内容を説明し、解除承認内容を厳守することについて周知徹底すること。

(3) 解除承認を受けた内容に変更が生じる場合は、速やかに消防署に連絡すること。

場合によっては、改めて解除承認の申請が必要となることがあります。

(4) 防火管理者や解除承認された行為を行う場所の責任者は、解除承認の内容が厳守されているかどうか定期的に確認し、出火防止に努めること。

7 承認の取消

解除承認を受けていても、次のような場合には、解除承認を取り消されることがあります。

(1) 当該承認を受けた場所の存する防火対象物において火災が発生した場合

(2) 当該承認の内容又は承認の際に附された条件に違反する行為が行われた場合

※ 承認が取り消された場合には、その理由が記された喫煙等承認取消通知書が消防署長から交付されます。

8 事前相談

申請内容や申請要領について疑問がある場合は、関係資料を用意し、事前に管轄する消防署に相談してください。特に、大規模なイベントや特殊なイベントを計画している場合は、早めの相談をお願いします。

第5節 指定場所における安全な喫煙所の設置義務

1 喫煙所の目的

指定場所では、たばこによる出火の防止を図るために、指定場所のある階（建物の一部の階にある場合はその階）に喫煙所を設けることが義務付けられています。

これは、人目のつかない場所で隠れて喫煙する人が予想され、かえって危険を招くおそれがあることから、管理の目の行き届く安全な場所に喫煙所を設けてたばこを吸ってもらうことが、火災予防上効果的と思われるためです。

以上のことから、条例では、喫煙を禁止する一方で、安全な喫煙所を設け、喫煙所でのみ喫煙させるよう定めていますが、喫煙率の低下や喫煙に対する意識の変化といった社会情勢の変化等に伴い、条例第28条第3項ただし書による「喫煙の禁止」、同条第4項ただし書による「劇場等の喫煙所の床面積減少」も関係者が選択できます。

詳しくは、第6節「喫煙所を設けない場合等の措置」（19ページ）を参照してください。

※ 重要文化財等の喫煙所

重要文化財等の喫煙所の設置については、条例第28条第3項により除かれているため喫煙所の設置義務はありません。

なお、重要文化財等を劇場等の別の禁止される用途として使用する場合は、喫煙所を設置する必要があります。

2 喫煙所の設置場所

喫煙所の設置場所については、指定場所がある階ごとに「喫煙所」を設けるよう義務付けているもので、例えば、4階建ての物品販売店等で、1階から4階まで売場があれば、1階から4階まで全ての階に喫煙所を設ける必要があります。その一方で、売場が1階から3階までで、4階が事務所等の指定場所以外の場所の場合は、1階から3階までの階に喫煙所を設けて、4階には設ける必要はありません。

< 4階建ての物品販売店等の例 >

喫煙所が不要

喫煙所が必要

全ての階に指定場所がある場合

売場（指定場所がある階）

売場（指定場所がある階）

売場（指定場所がある階）

売場（指定場所がある階）

指定場所がない階がある場合

事務所（指定場所がない階）

売場（指定場所がある階）

売場（指定場所がある階）

売場（指定場所がある階）

3 喫煙所の設置に関する手続

1に記載のとおり、喫煙自体は禁止行為ですが、条例第28条第3項に規定される「喫煙所」とは、管理の目の行き届く安全な場所でたばこを吸ってもらうことが火災予防上効果的と思われるために設置が義務付けられているものです。

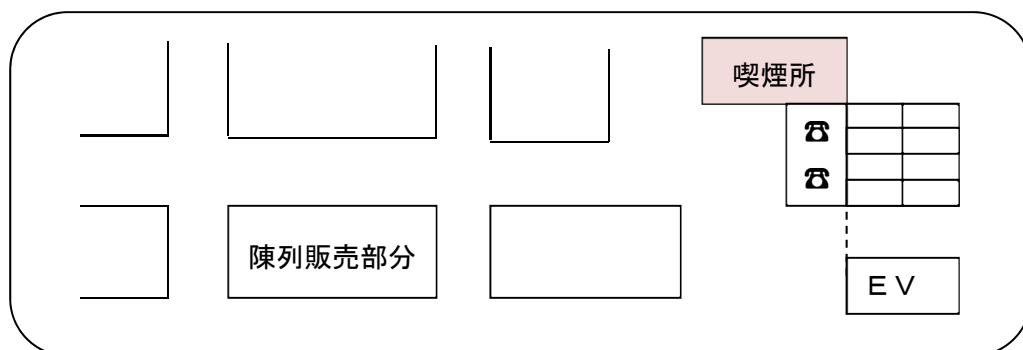
したがって、喫煙所の設置については、喫煙行為に伴う解除承認の手続は必要ありません。ただし、設置する喫煙所は、次のような「安全な喫煙所」でなければなりません。

4 安全な喫煙所

喫煙所は、次の基準に基づいて安全な場所に、安全な構造で設置し、万全な管理を行わなければなりません。

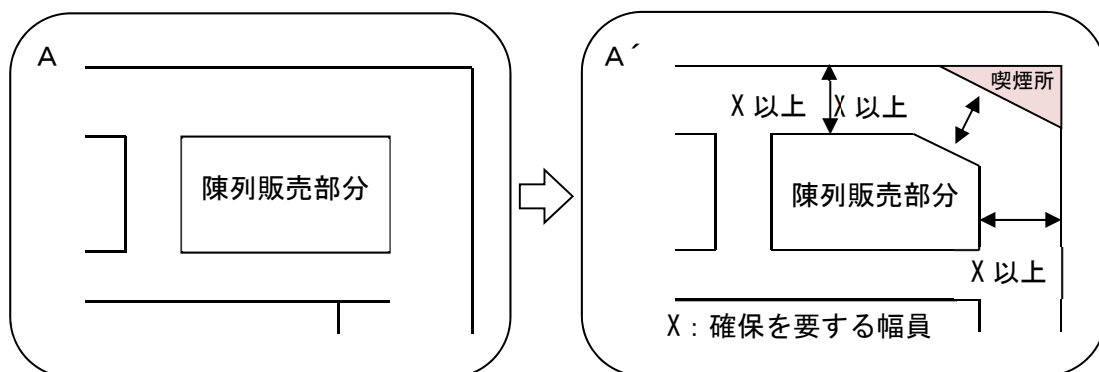
- (1) 喫煙所は、指定場所の利用者が誰でも利用できることが必要です。
- (2) たばこによる出火を防止する目的から、指定場所の広さや利用者の滞留状況を十分に考慮することが必要で、そのうえで利用しやすい場所に適当な数の喫煙所を設けます。
- (3) 喫煙所を設ける位置は、おおむね次の要件を満たす必要があります。

ア 「通行や避難に支障のない位置」に設けます。

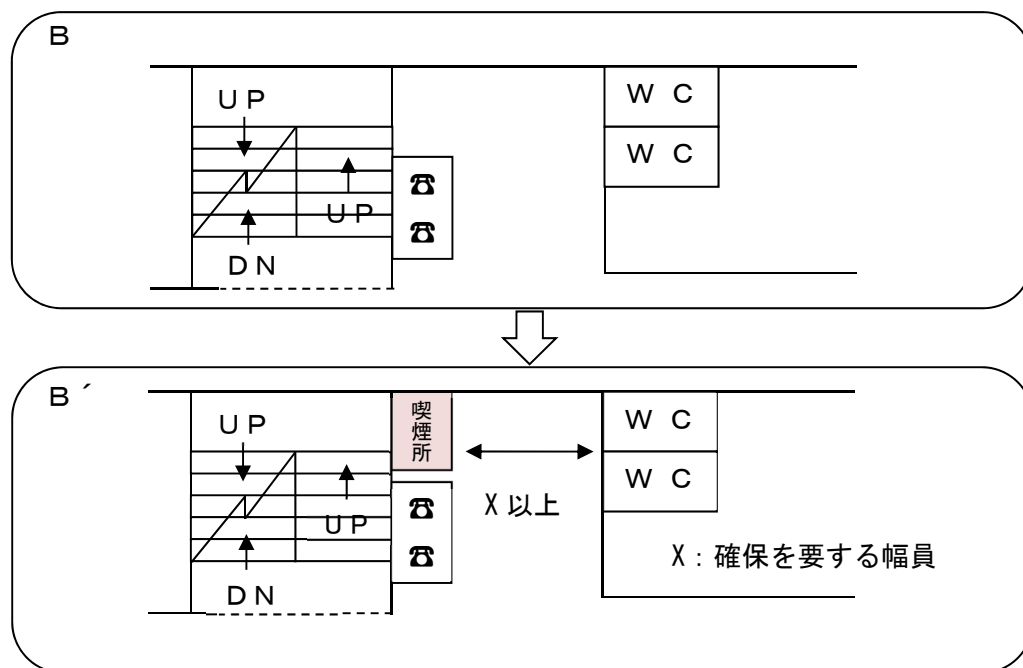


なお、喫煙所を設ける適当な場所がないために、やむを得ず廊下や通路などに設ける場合は、条例や建築関係法令により必要となる幅員を確保し、避難の障害とならないように（例1）や（例2）のように設けます。

（例1）下図のような場所であれば、A'のように設けることができます。



(例2) 下図のような場合であれば、B'のように設けることができます。ただし、所定の構造の防火区画の有無にかかわらず、階段部分については、いかなる場合であっても設けることはできません。



イ 屋内消火栓設備や避難器具などの「消防用設備等の操作の障害とならない位置」に設けます。

ウ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場に設ける喫煙所は、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けることとし、喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の20分の1以上を確保しなければなりません。

なお、廊下で通行の用に供する部分以外に喫煙所を設置する場所がない場合は、当該部分に、建築関係法令により必要とされる幅員を確保したうえで、避難の障害とならないように設けることができます。

- (4) 喫煙所の範囲は明示しなければなりません。
- (5) 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸い殻容器を置きます。吸い殻容器には、水を張っておくと火災予防上有効です。
- (6) 喫煙所には、椅子など喫煙に必要なもの以外を置いてはいけません。

5 喫煙所に設ける標識

喫煙所には、規則別表第3で定める「喫煙所」の標識を設けなければなりません。ただし、健康増進法第33条第2項に規定する「喫煙専用室標識」を設ける場合には、「喫煙所」の標識に代えることができます。

「喫煙所」の標識と「喫煙専用室標識」は、次の例のような標識となります。

標識の種類	標識の例	標識の規格等
喫煙所		・ 地を白色、文字を黒色とし、寸法は縦10cm以上、横30cm以上とします。 ・ ISO7001又はJISZ8210に適合する図記号を他の部分と明確に区分できるように併記します。 ・ 記載する文字は、縦書きとすることができます。 ・ 文字の下には外国語による同義語を併記することができます。 (同義語の例) 「Smoking Area」、「Smoking Room」
喫煙専用室標識		次に掲げる事項が記載されたもの ・ 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 ・ その他厚生労働省令で定める事項

第6節 喫煙所を設けない場合等の措置

第5節1に記載のとおり、「喫煙の禁止」又は「劇場等の喫煙所の床面積減少」を選択した場合は、次の基準に基づいて、万全な管理を行わなければなりません。

1 喫煙の禁止

(1) 喫煙の禁止

条例第28条第3項ただし書により、指定場所がある階に「消防長が火災予防上必要と認める措置」を講じたときは、喫煙所を設けないことができます。

なお、この場合において喫煙所を設けない場所は、一般の来館者等が利用する部分というものであって、事務所や従業員休憩室、飲食店の喫煙席などについては、除かれます。

(2) 条例第28条第3項ただし書の「喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置」は、次のとおりです。

ア 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が「全面的に喫煙が禁止」されている旨の標示をします。

イ 共用部分のほか、階段、廊下、便所等人目につかない場所を定期的に巡回します。

ウ 当該階の全面的喫煙禁止、他階の喫煙場所の案内等、定期的な館内放送を実施します。

エ その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置を実施します。

例えば、従業員等の目の届きにくい場所（死角）に、みだりに来場者等が出入りし、隠れて喫煙することがないように、関係者以外の立入りを禁止する区域の設定、炎感知器を設置する等の措置をいいます。

※ イ、ウについては、おおむね2時間ごとに実施するとともに、措置内容を消防計画に定め、出火防止に努めます。

(3) 標示の記載例

ア 「この階は禁煙です。」

イ 「当百貨店においてこの階は禁煙です。喫煙所は〇〇階にあります。」

ウ 「当百貨店は、全階禁煙となっています。」

(4) 喫煙の禁止の届出

ア 火災予防上必要と認める措置を講じて喫煙所を設けないこととするときは、「喫煙禁止届出書」を提出します。

イ 当該届出の写しを防火管理維持台帳に編さんし、保管します。

(5) 喫煙の禁止措置の確認

指定場所の存する階を喫煙禁止とした場合は、消防署の立入検査等の機会を捉え、「消防長が火災予防上必要と認める措置」が適正に実施されているかを確認します。

2 劇場等の喫煙所の床面積減少

(1) 条例第28条第4項ただし書で定める「当該劇場等又は当該劇場等の存する階の利用状況等から判断して、消防署長が火災予防上支障がないと認めるとき」とは、次の場合が該当します。

ア 座席が指定制となっており、ロビー等に滞留する人員が少ない場合

イ 入替制となっており、前の観客と次の観客が同時にロビー等に滞留しない場合

ウ 劇場等が存する階に2以上の喫煙所があり、利用者の人員が少ない喫煙所の廃止等により喫煙所の床面積が減少する場合

エ その他劇場等の利用状況等から判断して消防署長が火災予防上支障がないと認める場合

(2) 喫煙所の床面積の最低基準

床面積の減少により確保する最低の面積は、1㎡以上とします（劇場等の立見席の定員、0.2㎡×4人に吸い殻容器の設置面積を加えたもの）。

(3) 喫煙所の床面積の減少の届出

ア 喫煙所の床面積を減少する場合は、「喫煙所減少届出書」を提出します。その際、消防署の立入検査等により、喫煙所の面積を減少しても火災予防上支障がないかを確認します。

イ 当該届出の写しを防火管理維持台帳に編さんし、保管します。

「喫煙の禁止」や「劇場等の喫煙所の床面積減少」をする場合の届出書は、114ページ以降に掲載しています。記入にあたってご不明な点がございましたら、お近くの消防署に相談してください。

第7節 禁止される用途の見やすい位置に掲出しなければならない喫煙・裸火使用・危険物品持込みを禁止する旨の標識

指定場所には、禁止行為を利用者に知らせるために、規制内容を表した標識を利用者の見やすい箇所に、「禁煙」、「火気厳禁」及び「危険物品持込み厳禁」の標識を設けなければなりません。

これらの標識は、規則別表第3でそれぞれの規格等が定められており、次の例のような標識となります。

標識の種類	標識の例
禁煙	 
火気厳禁	
危険物品 持込み厳禁	

1 標識の規格等

- (1) 地を赤色、文字を白色とし、寸法は縦25cm以上、横50cm以上とします。
- (2) 「禁煙」の標識と「火気厳禁」の標識には、ISO7010又はJISZ8210に適合する図記号を他の部分と明確に区分できるように併記します。
- (3) 記載する文字は、縦書きとすることができます。
- (4) 文字の下には外国語による同義語を併記することができます。

(同義語の例)

「禁煙」 ⇒ 「No Smoking」 「火気厳禁」 ⇒ 「No Open Flame」

「危険物品持込み厳禁」 ⇒ 「No Dangerous Goods」

2 旧標識

旧標識が設置されている場合は、改築や模様替などを行う機会を捉えて、現行の標識に替えることが望まれます。特に、令和5年12月の規則改正により、次の図記号を併記した「禁煙」の標識は、新しく設けることができなくなりましたので、設置する際には注意してください。



この図記号の禁煙標識は、新たに設けられません！



第8節 禁止される用途での禁煙などの徹底

物品販売店や劇場などの指定場所では、入口などの見やすい場所に標識を設けて、喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みなどが禁止されていることを、利用者に知らせていますが、知らずに喫煙などを行う人もいます。もし、指定場所において喫煙など禁止されている行為を行っている人を発見した場合には、指定場所の関係者はこれをやめさせなければなりません。（条例第28条第5項）

防火管理者等の建物の関係者は、従業員に対し禁止されている行為の制止義務とその方法について、日頃から徹底しておく必要があります。



第 2 章

用 途 ご と の 規 制

第1節 劇場等

劇場等とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場、競技場など）、公会堂、集会場をはじめ、一時的に客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、スポーツなど各種の興行を行う場所をいいます。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける劇場等

規模の大小にかかわらず、全て規制の対象となります。

(2) 指定場所

「舞台」及び「客席」です。ただし、観覧場において、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席での喫煙は、禁止されません。また、公会堂及び集会場において、不燃性の吸い殻容器が用意された客席での喫煙も禁止されません。

ア 舞台

観客に興行を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室を含みます。観覧場においては、競技等を実施するフィールド部分（リング、スケートリンク等）が舞台に該当します。

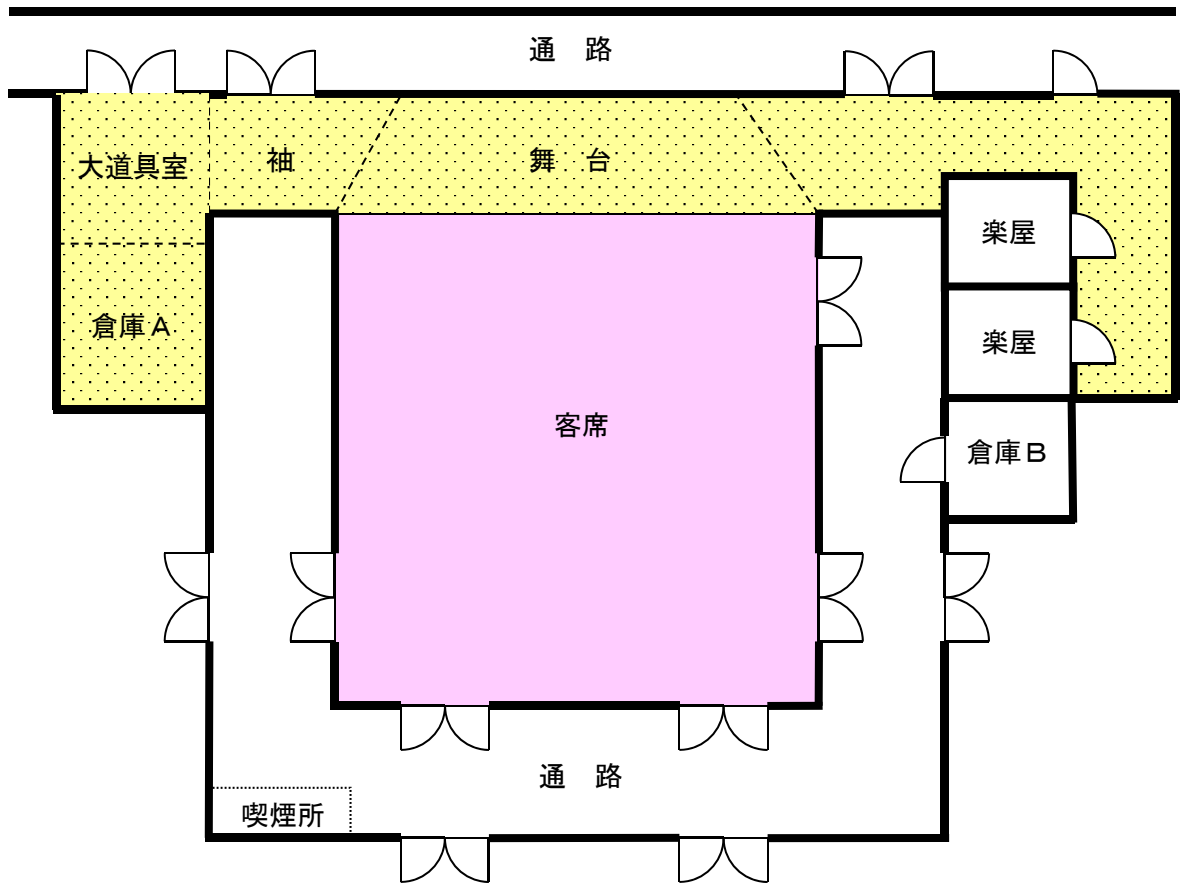
また、楽屋や出演者控室などは、上記部分と①耐火構造 ②不燃材料 ③準不燃材料 のいずれかの構造の壁で区画され、かつ、窓、出入口、換気口などの開口部に防火設備が設置されている場合を除き、「舞台」に含まれます。

壁	壁の構造
耐火構造の壁	鉄筋コンクリートなど、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定められている耐火性能を有する壁
不燃材料で造られた壁	鉄鋼など、建築基準法第2条第9号に定められている不燃性能を有する建築材料で造られた壁
準不燃材料で造られた壁	建築基準法施行令第1条第5号に定められている性能を有する建築材料で造られた壁

イ 客席

いす席、ます席、立見席などの各客席の部分といい、客席内の通路部分も含まれます。

[劇場等の例]



① 大道具室、倉庫A

指定場所（舞台及び客席）と指定場所以外の場所（袖、大道具室、倉庫A）は、区画なく隣接しているので、指定場所となります。

② 楽屋、通路、倉庫B

指定場所（舞台及び客席）と指定場所以外の場所（楽屋、通路、倉庫B）は、耐火構造の壁（開口部は自動閉鎖式防火戸）で区画されているので、禁止されない場所となります。

(3) 禁止行為

劇場等の「舞台」及び「客席」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されています。

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

(1) 劇場等の「舞台」及び「客席」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
舞台	○	○	○
客席	×	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

×・・・解除承認を受けることはできません。

(2) 申請に基づく審査基準は、次表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 たばこによる出火の防止措置が講じられていること。 3 消火器具が設けられていること。※① 4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
舞台 ・ 客席	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※② 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具が設けられていること。※① 6 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジボンベを使用する器具に限る。） (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。 ・舞台で演技上必要なものであること。

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台 ・ 客席	裸火使用	・危険物は引火点が40度以上、かつ、消費量が100ml以内であること。 ・危険物の漏れ、あふれ又は飛散がないように措置を講じてあること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ※③ ・燃焼の炎は安定継続するものであること。※③ ・燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次による。 ・飛散した火花が燃え尽きるものであること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ・煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。 ・飛しょうする煙火は認められないこと。 ・火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 ・吹出し煙火は、次表によること。※④ (5) その他の裸火は、次によること。 ・固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは火花の飛散距離が2m以内であること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ・瞬間的に燃焼する炎の大きさは必要最小限とすること。※⑤ 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること。
	危険物品 持込み	1 防火管理者等による監視体制等が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。 3 承認できる範囲は、次によること。 (1) 危険物※⑥ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を除外される液化ガスに限る。※⑦） ガス総質量0.5kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。※⑧） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満であること。

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台 ・ 客席	危険物品 持込み	・ 0.1 g 以下のものは、50個 ・ 0.1 g を超え15 g 以下のものは、10個 4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、特性、性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること。

◇吹出し煙火の審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	裸火使用	1 実験により特性の確認が行われていること。 2 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。 3 飛散した火花は燃え尽きるものであること。 4 火花の飛散範囲は2 m以内であること。 5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2 mの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 6 火花の飛散範囲内及びその周囲から上方4 m、周囲2 m以内に可燃物が置かれていないこと。 7 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。 8 火花の飛散範囲から6 m以内に観客がいないこと。 9 煙火消費後に排煙の措置を講じること。 10 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。 11 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

※① 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び、使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※② 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※③ ガソリン、灯油、アルコールなどの危険物を口に含み、松明の炎などに吹きつける「火吹き」は、炎の長さが吹きつける危険物の量によって異なることや、過去に火災となった事例があるなど、行為自体の安全性及び確実性が乏しいことから、解除承認を受けることはでき

ません。

※④ 「吹出し煙火」とは、一般に「ジャープ」、「低カロリー花火」、「ローカロリー花火」などと呼ばれ、細かい花火を吹き出す煙火のことをいいます。

特徴として、火薬の粒子が細かいために、吹き出した煙火が短時間に燃え尽き、燃えかすが少ないことがあげられます。

吹出し煙火は、火薬量や火薬の成分について何ら規格化がなされておらず、火花の吹出しの高さなどが煙火によって異なるため、実験等により確認することが必要です。

※⑤ 「瞬間的に燃焼する炎」は、硝化綿などを燃焼させた場合の炎を指します。

※⑥ 「スモークマシン等の演出効果に用いる機器」を屋内で使用する場合で、発煙剤が危険物の場合には、比較的引火点の高い第三石油類又は第四石油類に限って解除承認を受けることができます。

劇場等で演出効果等のため使用するスモークマシン等の発煙剤には、危険物品に該当するものと該当しないものがあります。禁止される部分で発煙剤が危険物品に該当するスモークマシン等を使用する場合は、解除承認を受ける必要があります。また、解除承認については、同一機器であっても、使用する位置、周囲の状況及び行為者等が異なるため、その都度申請し、解除承認を受ける必要があります。

※⑦ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

※⑧ 「火薬類」の取扱いについて、「1回の使用」の数量とは、ワンステージ分をまとめた数量をいいます。また、火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で同時に持ち込む場合には、火薬などの量ごとに各々の個数未満でなければなりません。

(3) 申請の際の留意事項

ア 曲芸や奇術などに使用する特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性や性能などが確認できる資料を添付してください。また、現場確認時に実験等が必要とされる場合があります。

イ 床や大道具の不燃化、難燃化（不燃性シートの展張や散水など）が必要とされる場合があります。

ウ 施設の管理者と興行の主催者が異なる場合は、申請前に双方で十分に申請内容を把握し、検討した後に申請を行ってください。また、解除承認後は、施設管理者、興行主催者、演出担当者、演技者などが相互に申請内容を十分に把握し、理解していなければなりません。

第2節 物品販売店等

物品販売店等とは、百貨店やスーパーマーケットなどの店舗において客に物品を販売する施設をいいます。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける物品販売店等

ア 条例の適用を受ける物品販売店等

(ア) 基本的な考え方

物品販売店等でも全てが条例の適用を受ける訳ではありません。条例の適用を受ける物品販売店等とは、物品販売店等の用途として使用される部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものです。(例1)

なお、物品販売店等の用途として床面積を算定した部分が指定場所となる訳ではありません。

(イ) 物品販売店等の事務所や商品倉庫の「主たる用途に供される部分」と物品販売店等内にある飲食店等が「機能的に従属していると認められる部分」となる場合は、その部分の床面積も合算します。「機能的に従属していると認められる部分」の取扱いについては、消防用設備等設置規制事務審査基準を参照してください。(例2)

消防用設備等設置規制事務審査基準第2章第2節第2 令別表第1の取扱い(抜粋)

「主たる用途に供される部分」と「機能的に従属していると認められる部分」

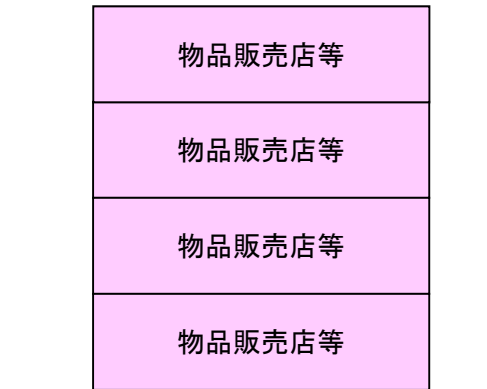
(イ) 欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)に機能的に従属していると認められる(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)で、次の1から3までに該当するものです。

- 1 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
- 2 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
- 3 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分
売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール

(ウ) 政令第8条第1号又は第2号に規定する耐火構造の壁等又は渡り廊下等の壁等で区画されている場合は、区画された部分の床面積を合算しません。(例3)

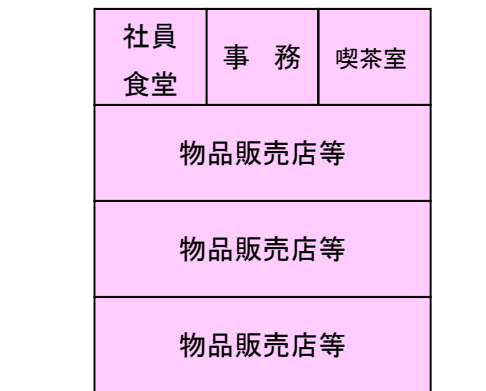
例 1 基本的な考え方



物品販売店等の床面積の合計が
1,000 m²以上となる場合に条例の適
用を受けます。

 の合計が1,000m²以上

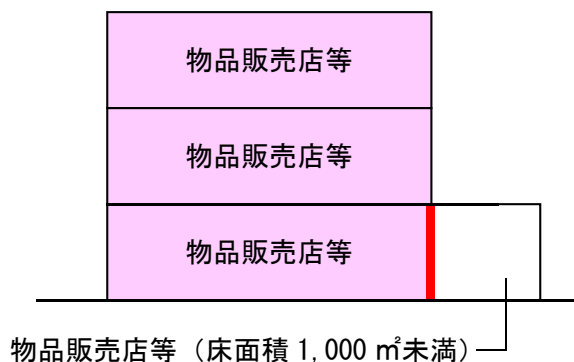
例 2 喫茶室が従属的な部分となる場合



喫茶室が機能的に従属している
と認められる部分となる場合は、喫
茶室の部分の床面積を含めて 1,000
m²以上となる場合に条例の適用を
受けます。

 の合計が1,000m²以上

例 3 耐火構造の壁等で区画されている場合



左側の物品販売店等は 1 階から
3 階までの物品販売店等の床面積
の合計が 1,000 m²以上となるので、
条例の適用を受けます。

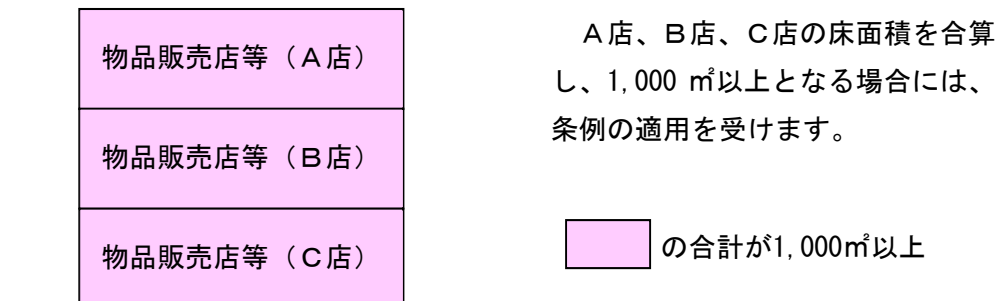
しかし、1 階右側部分は耐火構造
の壁等で区画され、かつ、物品販売
店等の床面積合計が 1,000 m²未満な
ので、条例の適用を受けません。

 区画
 の合計が1,000m²以上

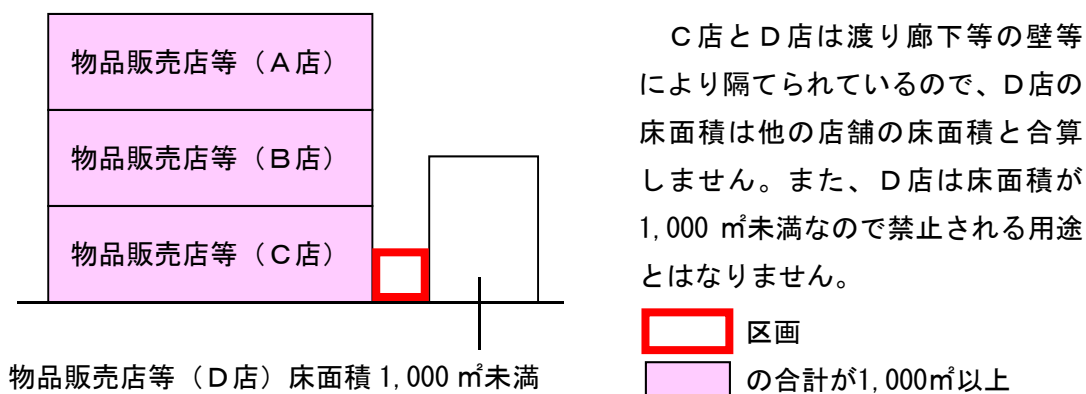
イ 一つの建物内に管理権原者の異なる複数の物品販売店等がある場合

管理権原者の異なるそれぞれの物品販売店等の用途として使用される床面積の合計が1,000㎡以上の場合に条例の適用を受けます。(例4-1、例4-2)

例4-1



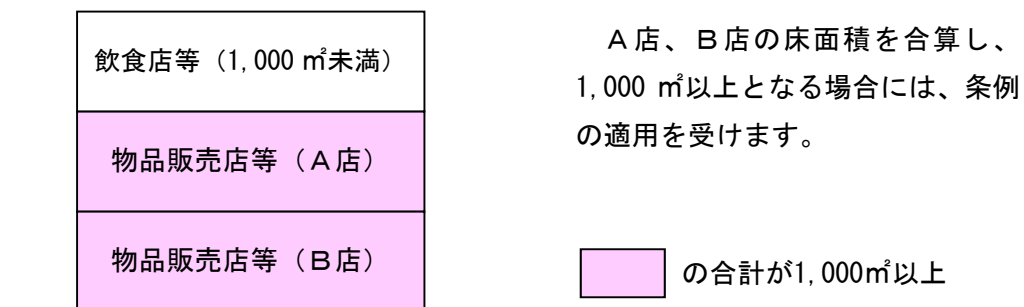
例4-2



ウ 一つの建物内に物品販売店等とそれ以外の用途がある場合

物品販売店等の用途とそれ以外の用途(それ以外の用途部分が、主用途部分の従属的な部分に該当しない場合)がある場合、物品販売店等の用途として使用される床面積の合計が1,000㎡以上の場合に条例の適用を受けます。(例5)

例5



(2) 指定場所

「売場」及び「通常顧客の出入りする部分」です。ただし、食堂部分において、不燃性の吸い殻容器のある場所での喫煙は、禁止されません。

ア 売場

物品の陳列販売部分とその間の通路のほか、これに隣接する次の(ア)から(カ)までに該当する場所で、不燃区画（※１）又は建築基準法施行令第112条に規定する防火区画（※２）（以下「不燃区画等」という。）により区画されていない場所をいいます。

なお、次の(ア)から(カ)までに該当する部分が１(1)により物品販売店等の床面積として算定されていない部分でも売場と不燃区画等なしに隣接していれば指定場所となります。

(ア) 食料品の加工場、各種物品の加工修理コーナー

(イ) スtock場、客用荷造り場

(ウ) 写真の現像、洋服などの仕立て、クリーニングなどの各種承り所

(エ) 手荷物一時預り所、買い物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室などのサービス施設

(オ) ゲームコーナー

(カ) (ア)から(オ)までに類似する顧客が利用する場所

※１ 不燃区画

不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は特定防火設備若しくは防火設備で区画され、かつ、区画を貫通するダクトには防火ダンパーが設けられているものをいいます。

※２ 建築基準法施行令第112条に規定する防火区画

「面積区画」、「縦穴区画」、「異種用途区画」等の区画をいいます。

イ 通常顧客の出入りする部分

次の(ア)から(オ)までに該当する場所をいいます。

(ア) 展覧会、物産展などを行う催事場

(イ) 顧客が利用する屋上などの直接外気に開放された部分

(ウ) 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等の兼営事業部分

※ 兼営事業部分が売場等と不燃区画等されている場合は、通常顧客の出入りする部分から除外されます。

(エ) 売場等に隣接する飲食店

※ 飲食店の店舗全体又はちゅう房部分など禁止行為を行う場所が売場等と不燃区画等されている場合のその部分は、通常顧客の出入りする部分から除外されます。

(オ) (ア)から(エ)までに該当する部分のほか、階段、エスカレーター、エレベーター、トイレ、休憩所等の顧客が利用する部分

売場等と隣接する飲食店等の取扱い

禁止される部分

禁止されない部分

1 売場等と隣接している場合



飲食店A、飲食店B、飲食店Cは売場等と隣接しているため禁止される部分となります。

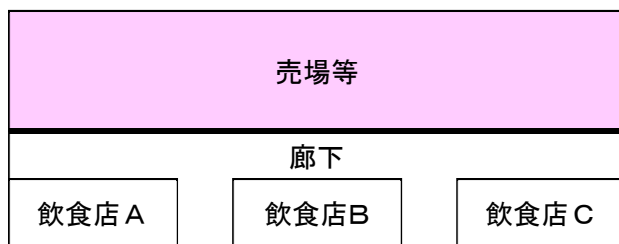
2 店舗ごとに不燃区画等されている場合



飲食店A、飲食店Bは不燃区画等されているので、禁止されない部分となります。

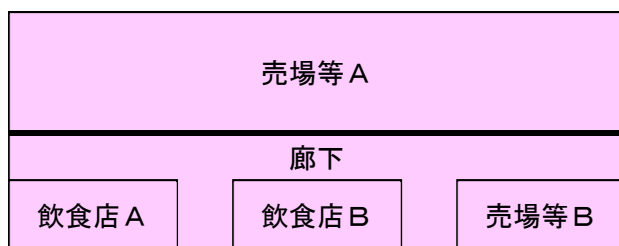
3 物品販売店等と飲食店の間に不燃区画等がある場合

(1) 不燃区画等した部分に売場等がない場合



売場等と不燃区画等された部分に売場等がないので、飲食店A、飲食店B、飲食店C及び廊下は、禁止されない部分となります。

(2) 不燃区画等した部分に売場等がある場合



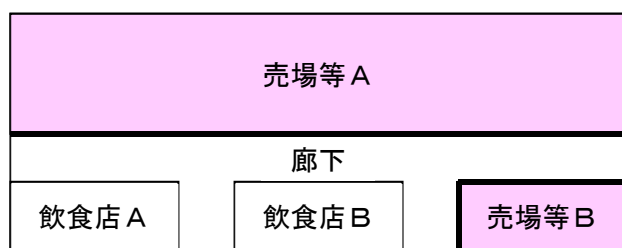
売場等Aと不燃区画等された部分に売場等Bがあるので、飲食店A、飲食店B、飲食店C及び廊下は、禁止される部分となります。

(3) 不燃区画等した部分に売場等があるが、飲食店の店舗を区画した場合



売場等Aと不燃区画等された部分に売場等Bがありますが、飲食店A、飲食店Bは不燃区画等されているので、禁止されない部分となります。

(4) 不燃区画等した部分に売場等があるが、売場等を区画した場合



売場等 A と不燃区画等された部分に売場等 B がありますが、売場等 B が不燃区画等されているので、飲食店 A、飲食店 B 及び廊下は禁止されない部分となります。

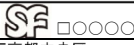


(3) 禁止行為

物品販売店等の「売場」及び「通常顧客の出入りする部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されますが、次表に掲げる場合は、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲内に限り規制対象とはされません（持込みに際しての解除承認の手続は不要となります。）。

なお、アルコールやベンジンなどの危険物は、消防法や条例に定められる危険物の規制を受けるので、貯蔵量や取扱いに注意する必要があります。

1 売場などで陳列、販売する下表に掲げる商品

区分		数量等
恒 常 的 に 陳 列 販 売 している。	危険物に該当する製品	危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満
	可燃性固体類、可燃性液体類に該当する製品	条例別表第7に定める数量の5分の1未満
	可燃性ガス	高圧ガス保安法の適用が除外される容器入りのもので、取扱いガス総質量が10kg未満
	エアゾール製品	危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又は可燃性ガスを含有するものであって、必要最小限の数量
条 例 第 32 条 に 適 合 している。	がん具用煙火	S F マーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもので、総薬量5kg未満 〔S F マークの例〕 規 格 証  東京都中央区 (公社)日本煙火協会 (検査所 愛知県豊橋市) 合 格 証  (セットもの) 東京都中央区 (公社)日本煙火協会 (検査所 愛知県豊橋市)

注意 ① 「数量等」欄の数量は、1の承認単位あたりの数量とします。

② 販売行為の一環として捉える試供品やサンプルを含みます。

③ 実演を主体とする販売等を行う場合には、実演に使用する商品は、「危険物品」として規制対象となります。

④ 必要以上の商品の陳列はできません。

2 展示のみを行う車両のタンク内の燃料や潤滑油など

3 機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油など

4 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている装飾品、美術品など

5 フライパンや鉄板にひく油のように、調理に使用している動植物油など
(煮沸行為(揚げ物など)に使用する油は、規制対象となります。)

6 日常の清掃に使用しているクリーナーなど
(加工や修理に使用するものは、規制対象となります。)

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

- (1) 物品販売店等の「売場」及び「通常顧客の出入りする部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。ただし、喫煙は安全な基準により設けられた喫煙所以外ではできないこととなっており、解除承認を受けることはできません。また、物品の陳列販売部分で顧客に試食させるために使用する加熱器具は、裸火に該当しない器具を使用することとし、卓上型こんろなどの火気使用設備器具は解除承認を受けることはできません。

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
売場	×	○	○
通常顧客の 出入りする部分	×	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

×・・・解除承認を受けることはできません。

- (2) 申請に基づく審査基準は、下表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為		審査基準
売場	裸火 使用	電気	1 使用場所が物品の陳列販売部分以外であること。 2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※① 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 4 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 5 消火器具が設けられていること。※② 6 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること※③、 ④（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること※⑥（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。
		気体 ・ 固体	電気欄1から7までによるほか、次の範囲に限る。 1 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (1) 消費量は、1個につき70kW以下、総消費量は同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して210kW以下とすること。 (2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設

指定場所	禁止行為		審査基準
売場	裸火 使用	気体 ・ 固体	置されていること（カートリッジボンベを使用する器具を除く。※⑧）。 (3) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 2 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のものは5kg以下とすること。 3 使用する場所は、不燃区画されていること。
	危険物品 持込み		1 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※② 3 出入口及び階段等から水平距離3m（危険物（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6m）以上離れていること※③、④（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 4 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。 6 承認できる範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。※⑨） ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場合は、不燃区画されていること。

指定場所		禁止行為	審査基準
通常顧客の出入りする部分	催事場等	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※① 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具が設けられていること。※② 5 出入口及び階段等から水平距離 5 m 以上離れていること※③、④（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5 m 以上離れていること※⑥（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 7 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ・消費量は、1 個につき 70kW 以下、総消費量は、同一承認単位内に存する売場と合算して 210kW 以下とすること。 ・ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されている（カートリッジボンベを使用する器具を除く。※⑧）。 ・液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5 kg、その他の固体のものは 5 kg 以下とすること。
		危険物品持込み	1 防火管理者等による監視等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※② 3 出入口及び階段等から水平距離 3 m（危険物（危険物の規制に関する規則第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6 m）以上離れていること※③、④（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 4 火気使用場所から水平距離 5 m 以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。 6 承認できる範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して、次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分

指定場所		禁止行為	審査基準
通常顧客の出入りする部分	催事場等	危険物品 持込み	の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。※⑨） ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。
	兼営事業部分	裸火使用	催事場等欄の1から7までによること。ただし、催事場等欄の7について、床面積の合計が3,000㎡以上の大規模な物品販売店舗等の場合は、承認できる範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限る。
		危険物品 持込み	催事場等欄の1から6までによること。ただし、床面積の合計が3,000㎡以上の大規模な物品販売店舗等の場合は、煮沸行為を伴わない危険物、可燃性固体類、可燃性液体類の持込みに限る。
	直接外気に開放された部分	裸火使用	催事場等欄の1から6までによること。
		危険物品 持込み	催事場等欄の1から5までによること。

※① 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※② 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び、使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

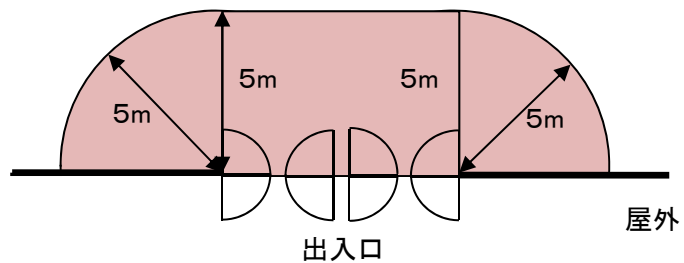
なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※③ 「出入口及び階段等から水平距離0m以上離れている。」は、次のとおりです。

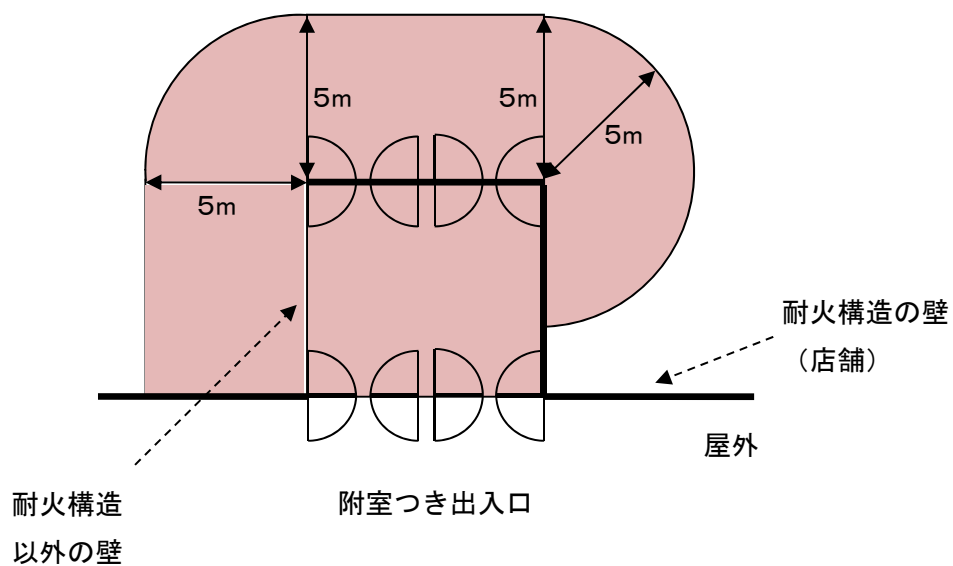
ア 出入口とは、公共の用に供する道路及び広場に面する出入口をいいます。

イ 水平距離は次のように測ります。

例 1 売場内出入口付近で裸火を使用する場合



例 2 売場内出入口付近で裸火を使用する場合（附室あり）



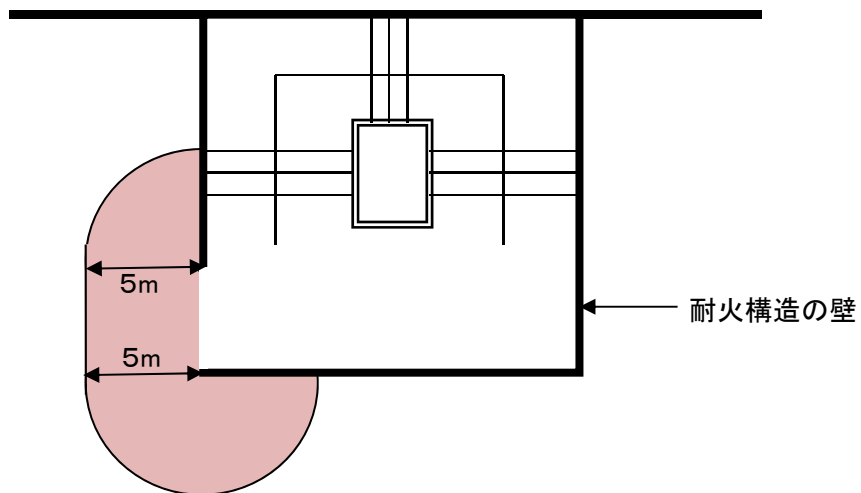
※④ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 階段等とは、階段室、避難器具又は避難の用に供する渡り廊下のことです。

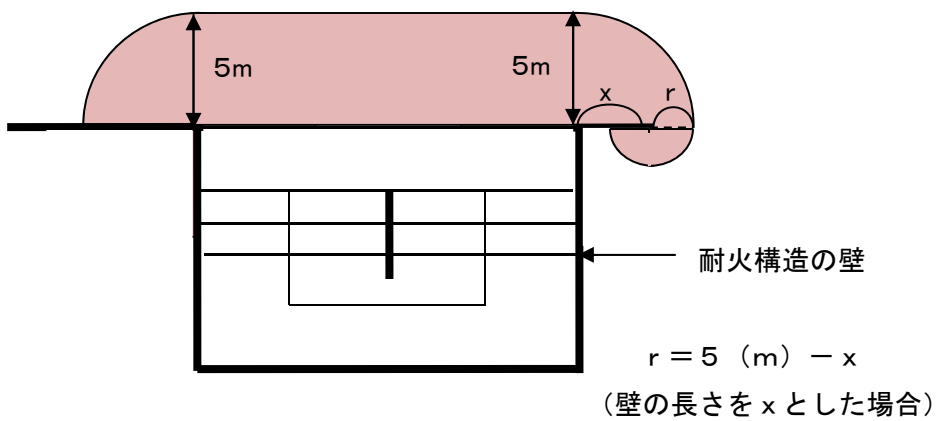
イ 水平距離は次のように測ります。

※ 通常顧客の出入りする部分で裸火を使用する場合

例 1

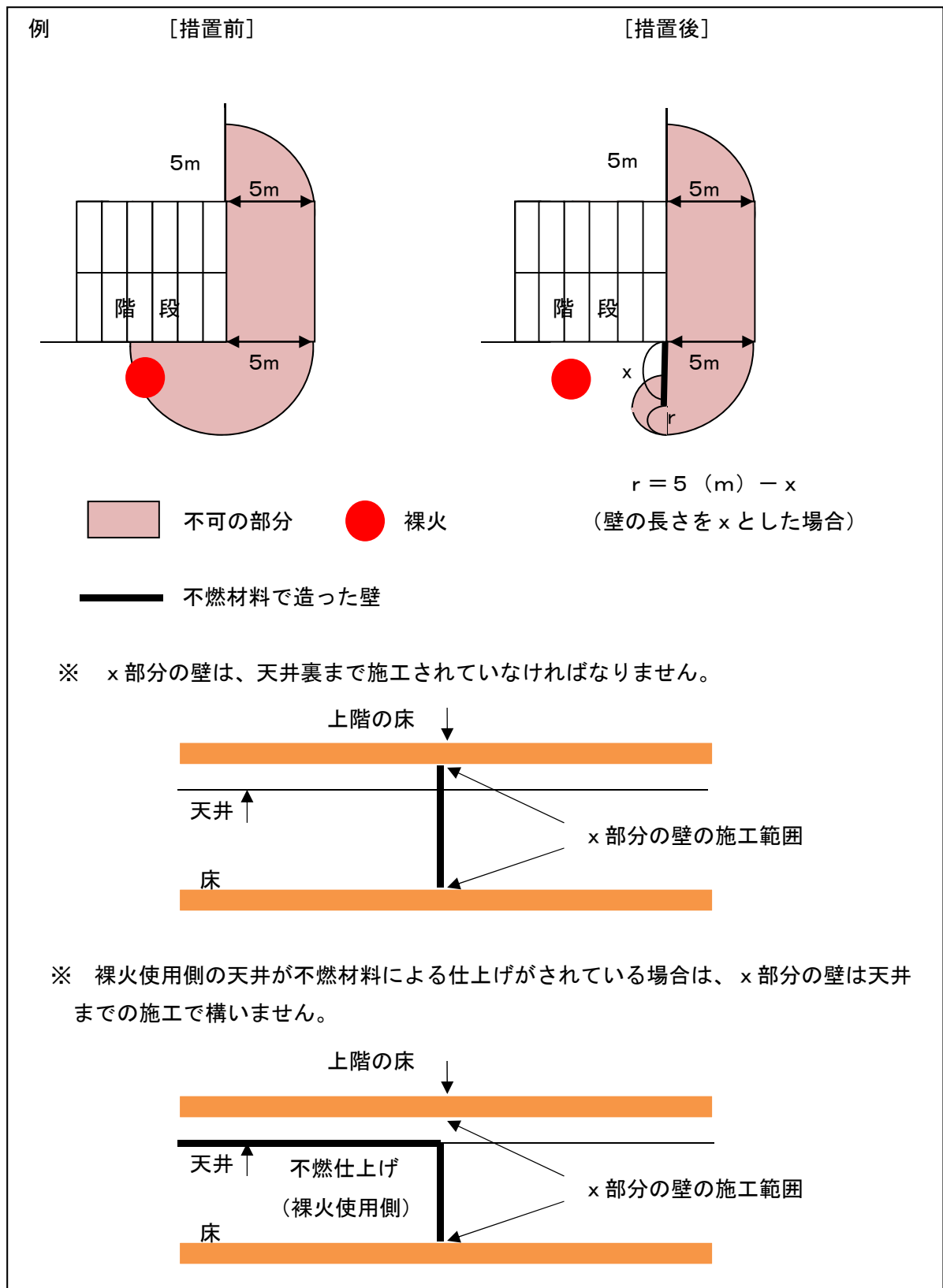


例 2



※⑤ 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、次のとおりです。

なお、「耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」も同様となります。



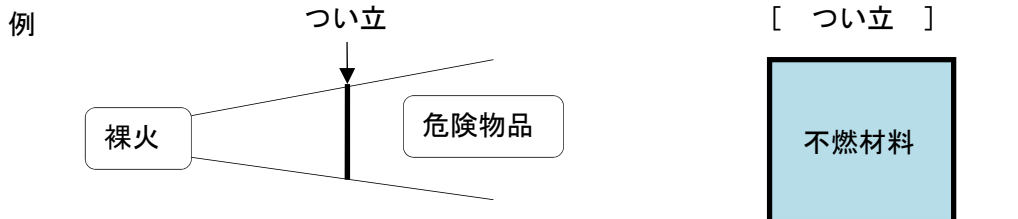
※⑥ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいいます。

なお、「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は適用されません。

※⑦ 「不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、次のとおりです。

ア 不燃性の収納箱に収納してある場合

イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合



※⑧ 「ガス漏れ早期発見のための装置」は、単体型のガス漏れ警報器も含みます。

この場合、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又はガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されている必要があります。

なお、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で、立ち消え安全装置付きの火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※⑨ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

(3) 裸火の消費熱量、危険物品などの数量の算定

審査基準内の裸火の消費熱量や危険物品などの数量について、建築基準法施行令第112条に規定する防火区画がある場合は、その部分（承認単位）ごとに計算します。

(4) 承認の期限

火気使用設備器具を使用する行為又は危険物品を持ち込む行為を恒常的に行う場合（最長で承認日から10年）には、承認を受けようとする行為の始期を申請し解除承認されたならば、承認内容に変更が生じない限り、承認期間内は承認が継続され、新たな申請は必要ありません。

第3節 展示場

展示場とは、物品の普及や販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人に見せる施設をいいます。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける展示場

展示場の用途として使用される床面積の合計が1,000㎡以上（展示場の事務所等の床面積も含まれます。）のものです。

なお、特定の企業などの施設で自社の製品のみを展示するショールームやPRセンターなどは条例の適用を受けません。

(2) 指定場所

「展示部分」及び「通常顧客の出入りする部分」です。

ア 展示部分

展示ブース、小間などの展示を行う部分をいいます。

イ 通常顧客の出入りする部分

アに該当する部分以外の部分で、入場者が使用する階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー、トイレなどの部分をいいます。

(3) 禁止行為

展示場の「展示部分」及び「通常顧客の出入りする部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されます。ただし、次のアからカまでに掲げる場合は、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲内に限り規制対象とはされないので、持込みに際しての解除承認の手続きは不要となります。

なお、規制対象外とされている危険物品であっても数量を合算し、所定の数量以上となる場合は、消防法や条例に定められている危険物の規制を受けるので、貯蔵量や取扱いに注意する必要があります。

ア 展示品

実演を伴わず展示のみを行う場合で、容器に密閉されているものに限りです。

なお、「容器に密閉されているもの」の密閉方法は、危険物関係法令や高圧ガス関係法令などの基準に適合し、容器が転倒した場合に内容物がこぼれることのないように蓋や栓がされているものをいいます。

イ 展示のみを行う車両のタンク内の燃料や潤滑油など

ウ モーターや油圧機などの工作機械等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など

エ 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている装飾品、美術品など

オ フライパンや鉄板にひく油のように、調理に使用している動植物油など

カ 日常の清掃に使用しているクリーナーなど

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

- (1) 展示場の展示部分及び通常顧客の出入りする部分では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
展示部分・通常顧客の出入りする部分	×	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

×・・・解除承認を受けることはできません。

- (2) 申請に基づく審査基準は、次表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

また、大規模な展示場では、次表に限らず、(3)によることができます。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
展示部分 ・ 通常顧客の出入りする部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※① 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具が設けられていること。※② 6 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること※③、④（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること※⑥（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 8 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 ・消費量は、1個につき70kW以下で、かつ総消費量は210kW以下であること。 ・ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジボンベを使用する器具を除く。※⑧）。 ・液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。

指定場所	禁止行為	審査基準
展示部分 ・ 通常顧客 の出入り する部分	裸火使用	(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (展示に伴う実演に限る。) (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (展示に伴う実演に限る。) (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。
	危険物品 持込み	1 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※② 3 出入口及び階段等から水平距離3m（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては6m）以上離れていること※③、④（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 4 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。 6 承認できる範囲は次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。※⑨） ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。

※① 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※② 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び、使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※③ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 出入口とは、公共の用に供する道路及び広場に面する出入口をいいます。

イ 水平距離の捉え方は、42ページの例を参照してください。

※④ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 階段等とは、階段室、避難器具又は避難の用に供する渡り廊下のことです。

イ 水平距離の捉え方は、43ページの例を参照してください。

※⑤ 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、44ページの例のとおりです。

なお、「耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」も同様となります。

※⑥ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいいます。

なお、「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は適用されません。

※⑦ 「不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、次の例のとおりです（45ページの例を参照してください。）。

ア 不燃性の収納箱に収納してある場合

イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合

※⑧ 「ガス漏れ早期発見のための装置」は、単体型のガス漏れ警報器も含みます。

この場合、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又はガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されている必要があります。

なお、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で、立ち消え安全装置付きの火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※⑨ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

(3) 大規模展示場での一部緩和

次のアの条件に適合する大規模な展示場では、大空間を有し、万一の際には、十分な蓄煙性能があり避難時間が確保できるなど、安全性が比較的高いことから、次のイの安全対策が講じられている場合は、裸火使用の燃料消費量や危険物品の持込み量の制限について、解除承認条件の一部が緩和されることがあります。

ア 大規模展示場の条件

全ての条件に適合する必要があります。

(ア) 展示会場部分の床面積がおおむね3,000㎡以上であること。

(イ) 天井の高さがおおむね10m以上であること。

(ウ) 出入口が多方向に存していること。

イ 安全対策

(ア) 火気使用設備器具は、可燃物と十分な距離が確保され、上部に落下するおそれのあるものがないなど、審査基準に定める条件が満たされている。

(イ) 火気使用設備器具は、地震時などを考慮し、床又は壁に固定するなどの転倒防止対策が講じられている。

(ウ) 火気使用設備器具には、出火防止のための安全装置が設けられている。

(4) 申請の際の留意事項

ア 製品化されていない機器などを展示しようとする場合は、特性、性能、安全性が確認できる実験データなどの資料を申請時に提出しなければなりません。

イ 裸火使用については、展示に付随する必要最小限の実演は解除承認を受けることができますが、火災予防上必要な措置を講じなければなりません。

ウ 施設の管理者、展示会の主催者、出品者などの使用者がそれぞれ異なる場合は、事前に双方で十分に申請内容を把握、検討のうえ、申請しなければなりません。

第4節 地下街

地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと地下道を合わせた場所をいいます。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける地下街

規模の大小にかかわらず全てです。

(2) 指定場所

地下街の指定場所は、「売場」及び「展示部分」です。

ア 売場

物品販売店舗部分をいいます。ただし、物品販売店舗内に設けられた次の部分が不燃区画等（※）されている場合は、売場から除かれます。

(ア) 食料品の加工場、各種物品の加工修理コーナー

(イ) スtock場、客用荷造り場

(ウ) 写真の現像、洋服などの仕立て、クリーニングなどの各種承り所

(エ) 手荷物一時預り所、買い物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室などのサービス施設

(オ) (ア) から (エ) までに類似する顧客が利用する部分

※ 不燃区画等

不燃区画

不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は特定防火設備若しくは防火設備で区画され、かつ、区画を貫通するダクトには防火ダンパーが設けられているものをいいます。

建築基準法施行令第112条に規定する防火区画

「面積区画」、「縦穴区画」、「異種用途区画」等の区画をいいます。

イ 展示部分

公共広場や催事等が行われる場所で、地下道（地下街の通路部分）などの他の場所と識別できる部分をいいます。

(3) 禁止行為

地下街の「売場」及び「展示部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されますが、次表に掲げる場合は、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲内に限り規制対象とはされません（持込みに際しての解除承認の手続きは不要となります。）。

なお、アルコールやベンジンなどの危険物は、法や条例に定められる危険物の規制を受けるので、貯蔵量や取扱いに注意する必要があります。

1 売場などで陳列、販売する下表に掲げる商品

区分		数量等
恒 常 的 に 陳 列 販 売 している。	危険物に該当する製品	危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満
	可燃性固体類、可燃性液体類に該当する製品	条例別表第7に定める数量の5分の1未満
	可燃性ガス	高圧ガス保安法の適用が除外される容器入りのもので、取扱いガス総質量が10kg未満
	エアゾール製品	危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又は可燃性ガスを含有するものであって、必要最小限の数量
条 例 第 32 条 に 適 合 している。	がん具用煙火	S F マーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもので、総薬量5kg未満 〔S F マークの例〕 規 格 証  東京都中央区 (公社)日本煙火協会 (検査所 愛知県豊橋市) 合 格 証  東京都中央区 (公社)日本煙火協会 (検査所 愛知県豊橋市)

注意 ① 「数量等」欄の数量は、1の承認単位あたりの数量とします。

② 販売行為の一環として捉える試供品やサンプルを含みます。

③ 実演を主体とする販売等を行う場合には、実演に使用する商品は、「危険物品」として規制対象となります。

④ 必要以上の商品の陳列はできません。

2 展示のみを行う車両のタンク内の燃料や潤滑油など

3 機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油など

4 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている装飾品、美術品など

5 フライパンや鉄板にひく油のように、調理に使用している動植物油など
(煮沸行為(揚げ物など)に使用する油は、規制対象となります。)

6 日常の清掃に使用しているクリーナーなど
(加工や修理に使用するものは、規制対象となります。)

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

(1) 地下街の売場及び展示部分では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲で解除承認を受けることができます。ただし、喫煙は安全な基準により設けられた喫煙所以外ではできないこととなっており、解除承認を受けることはできません。

また、地下道（地下街の通路部分）が第9節で説明する「通行の用に供する部分」に該当する場合は、解除承認を受けることはできません。（68ページ参照）

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
売場	×	○	○
展示部分	×	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

×・・・解除承認を受けることはできません。

(2) 申請に基づく審査基準は、下表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
売場 ・ 展示部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※① 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具が設けられていること。※② 5 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること※③、④（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること※⑥（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 7 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ・消費量は、1個につき70kW以下、総消費量は同一承認単位内で合算して210kW以下とすること。 ・ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジボンベを使用する器具を除く。※⑧）。

指定場所	禁止行為	審査基準
売場 ・ 展示部分	裸火使用	・ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のものは5kg以下とすること。
	危険物品 持込み	1 防火管理者等による監視等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※② 3 出入口及び階段等から水平距離3m（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6m）以上離れていること※③、④（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 4 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 5 保管は密栓し、他の物品と隔離する。 6 承認できる範囲は、次による。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。※⑨） ガス総質量1kgに相当する個数未満であること。

※① 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※② 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※③ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 出入口とは、公共の用に供する道路及び広場に面する出入口をいいます。

イ 水平距離の捉え方は、42ページの例を参照してください。

※④ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 階段等とは、階段室、避難器具若しくは避難の用に供する渡り廊下のことです。

イ 水平距離の捉え方は、43ページの例を参照してください。

※⑤ 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、44ページの例を参照してください。

なお、「耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」も同様となります。

※⑥ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいいます。

なお、「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は適用されません。

※⑦ 「不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、次のとおりです。

(45ページの例を参照してください。)

ア 不燃性の収納箱に収納してある場合

イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合

※⑧ 「ガス漏れ早期発見のための装置」は、単体型のガス漏れ警報器も含みます。

この場合、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又はガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されている必要があります。

なお、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で、立ち消え安全装置付き火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※⑨ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

(3) 裸火の消費熱量、危険物品などの数量の算定

審査基準内の裸火の消費熱量や危険物品などの数量について、建築基準法施行令第112条に規定する防火区画等がある場合は、その部分（承認単位）ごとに計算します。

(4) 承認の期限

火気使用設備器具を使用する行為又は危険物品を持ち込む行為を恒常的に行う場合（最長で承認日から10年）には、承認を受けようとする行為の始期を申請し解除承認されたならば、承認内容に変更が生じない限り、承認期間内は承認が継続され、新たな申請は必要ありません。



第5節 スタジオ

スタジオとは、大道具や小道具でセットを作り、映画やテレビの撮影をする場所をいいます。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受けるスタジオ

条例の適用を受けるスタジオとは、規模の大小にかかわらず全てです。

(2) 指定場所

スタジオの指定場所は、「撮影用セットを設ける部分」です。

「撮影用セットを設ける部分」とは、規模の大小にかかわらず、スタジオ内のセットが設けられている室内全てが該当します。

(3) 禁止行為

スタジオの「撮影用セットを設ける部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されます。ただし、次のアからオまでに掲げる場合は、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲内に限り規制対象とはされないため、持込みに際しての解除承認の手続きは不要となります。

なお、規制対象外とされている危険物品であっても数量を合算し、所定の数量以上となる場合は、消防法や条例などの基準が適用されるので、所定の数量以上とならないように管理を行わなければなりません。

ア スタジオのセットで、稼働を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油など

イ モーターや油圧機などの工作機械等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など

ウ 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている装飾品、美術品など

エ フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油など

オ 日常の清掃に使用しているクリーナーなど

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

(1) スタジオ内で撮影用セットを設ける室内では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
撮影用セットを設ける部分	○	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

(2) 申請に基づく審査基準は、次表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
撮影用 セット を設ける 部分	喫煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 たばこによる出火の防止措置が講じられていること。 3 消火器具が設けられていること。※① 4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※② 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具が設けられていること。※① 6 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ・消費量は、1個につき70kW以下、かつ総消費量は、210kW以下とすること。 ・ガス過流防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されている（カートリッジボンベを使用する器具を除く。 ※③）。 ・液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。 ・演技上必要なものに限る。 ・危険物は引火点が40度以上、かつ、消費量が100ml以内であること。 ・危険物の漏れ、あふれ又は飛散がないよう措置を講じてあること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ※④ ・燃焼の炎は安定継続するものであること。※④ ・燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次によること。 ・飛散した火花が燃え尽きるものであること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ・煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。 ・飛しょうする煙火は認められないこと。

指定場所	禁止行為	審査基準
撮影用 セット を設ける 部分	裸火使用	・火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 ・吹出し煙火は、次表によること。※⑤ (5) その他の裸火は、次によること。 ・固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは火花の飛散距離が2 m以内であること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ・瞬間的に燃焼する炎の大きさは必要最小限とすること。※⑥
	危険物品 持込み	1 防火管理者等による監視等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※① 3 承認できる範囲は、次によること。 (1) 危険物※⑦ 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。※⑧） ガス総質量5 kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。※⑨） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満であること。 ・0.1 g 以下のものは、50個 ・0.1 g を超え15 g 以下のものは、10個

◇吹出し煙火の審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
撮影用 セット を設ける 部分	裸火使用	1 実験により特性の確認が行われていること。 2 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。 3 飛散した火花は燃え尽きるものであること。 4 火花の飛散範囲は2 m以内であること。 5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2 mの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆われていること。 6 火花の飛散範囲内及びその周囲から上方4 m、周囲2 m以内には、可燃物が置かれていないこと。 7 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。 8 火花の飛散範囲から6 m以内に観客がないこと。 9 煙火消費後に排煙の措置を講じること。 10 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。 11 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

※① 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※② 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※③ 「ガス漏れ早期発見のための装置」は、単体型のガス漏れ警報器も含みます。この場合、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又はガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されている必要があります。

なお、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で、立ち消え安全装置付きの火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※④ ガソリン、灯油、アルコールなどの危険物を口に含み、松明の炎などに吹きつける「火吹き」は、炎の長さが吹きつける危険物の量によって異なることや、過去に火災となった

事例があるなど、行為自体の安全性及び確実性が乏しいことから、解除承認を受けることはできません。

※⑤ 「吹出し煙火」とは、一般に「ジャープ」、「低カロリー花火」、「ローカロリー花火」などと呼ばれ、細かい花火を吹き出す煙火のことをいいます。

特徴として、火薬の粒子が細かいために、吹き出した煙火が短時間に燃え尽き、燃えかすが少ないことがあげられます。

吹出し煙火は、火薬量や火薬の成分について何ら規格化がなされておらず、火花の吹出しの高さなどが煙火によって異なるため、実験等により確認することが必要です。

※⑥ 「瞬間的に燃焼する炎」は、硝化綿などを燃焼させた場合の炎を指します。

※⑦ 「スモークマシン等の演出効果に用いる機器」を屋内で使用する場合で、発煙剤が危険物の場合には、比較的引火点の高い第三石油類又は第四石油類に限って解除承認を受けることができます。

※⑧ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

※⑨ 「火薬類」の取扱いについて、「1回の使用」の数量とは、ワンステージ分をまとめた数量をいいます。また、火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で同時に持ち込む場合には、火薬などの量ごとに各々の個数未満でなければなりません。

(3) 申請の際の留意事項

ア 曲芸や奇術などに使用する特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性や性能などが確認できる資料を添付してください。また、現場確認時に実験等が必要とされる場合があります。

イ 床や大道具の不燃化、難燃化（不燃性シートの展張や散水など）が必要とされる場合があります。

ウ 施設の管理者と興行の主催者が異なる場合は、申請前に双方で十分に申請内容を把握し、検討した後に申請を行ってください。また、解除承認後は、施設管理者、興行主催者、演出担当者、演技者などが相互に申請内容を十分に把握し、理解していなければなりません。

第6節 飲食店等

飲食店等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店など、客席を設けて客に飲食を提供する場所をいいます。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける飲食店等

ア 基本的な考え方

条例の適用を受ける飲食店等は、飲食店等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上で、「舞台」が設けられたものです。

イ 一の建物内に複数の飲食店等がある場合

(ア) 同一の飲食店等の場合

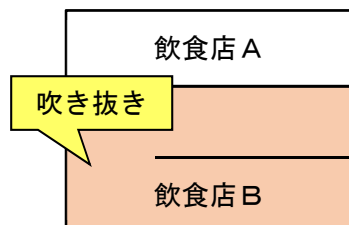
床面積を合算します。(例1)

(イ) 異なる飲食店等が複数ある場合

一の建物内に複数の飲食店等がある場合は、それぞれの飲食店等ごとに床面積を算定することとし、合算はしません。(例2)

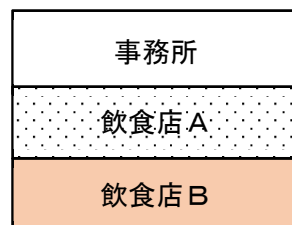
なお、吹き抜きや大空間などで舞台を共有する複数の飲食店等がある場合は、床面積を合算します。(例3)

例1 (告示イメージ図)

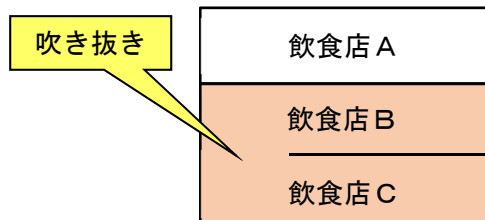


店舗内の吹き抜きや同一店舗で階が異なる場合については、合算します。

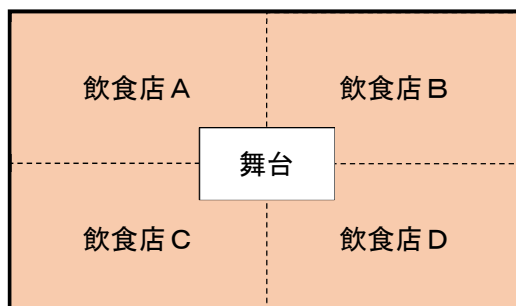
例2 (解説イメージ図)



複数の飲食店等がある場合は、それぞれで算定します。



複数の飲食店等が吹き抜き等の空間を共有する場合は、それぞれの床面積を合算します。



複数の飲食店等が舞台を共有する場合は、それぞれの床面積を合算します。

(2) 指定場所

飲食店等の指定場所は、「舞台」です。

「舞台」とは、客に興行を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分のほか、これらに接続する大道具室や小道具室も含まれます。しかし、興行を行わず専ら客のカラオケなどで使用する程度の舞台は、規制される舞台とはなりません。

(3) 禁止行為

飲食店の「舞台」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されます。

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

- (1) 飲食店等の舞台では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
舞台	○	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

- (2) 申請に基づく審査基準は、次表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 たばこによる出火の防止措置が講じられていること。 3 消火器具が設けられていること。※① 4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※② 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具が設けられていること。※① 6 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジボンベを使用する器具に限る。） (3) 火薬類を消費する場合

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	裸火使用	・音又は煙を出すための煙火に限ること。 ・煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。 ・火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ・固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは火花の飛散距離が2 m以内であること。 ・火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。 ・瞬間的に燃焼する炎の大きさは必要最小限とすること。※③
	危険物品持込み	1 防火管理者等による監視等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※① 3 承認できる範囲は、次によること。 (1) 危険物※④ 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。※⑤） ガス総質量0.5kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。※⑥） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満であること。 ・0.1 g 以下のものは、30個 ・0.1 g を超え15 g 以下のものは、5個

※① 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び、使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※② 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※③ 「瞬間的に燃焼する炎」は、硝化綿などを燃焼させた場合の炎を指します。

※④ 「スモークマシン等の演出効果に用いる機器」を屋内で使用する場合で、発煙剤が危険物の場合には、比較的引火点の高い第三石油類又は第四石油類に限って解除承認を受けることができます。

※⑤ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

※⑥ 「火薬類」の取扱いについて、「1回の使用」の数量とは、ワンステージ分をまとめた数量をいいます。また、火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で同時に持ち込む場合には、火薬などの量ごとに各々の個数未満でなければなりません。

(3) 申請の際の留意事項

ア 曲芸や奇術などに使用する特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性や性能などが確認できる資料を添付してください。また、現場確認時に実験等が必要とされる場合があります。

イ 床の大道具の不燃化、難燃化（不燃性シートの展張や散水など）が必要とされる場合があります。

ウ 飲食店等の従業員以外の者がステージの出演者である場合は、演技上用いられる禁止行為の申請に際しては、事前に飲食店等側関係者、演出担当者、出演者などが相互に申請内容を十分に把握し、理解していなければなりません。

第7節 旅館、ホテル又は宿泊所

旅館、ホテル又は宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいいます。

1 指定場所と禁止行為

指定場所は、使用する形態によります。例えば、ホテル内で物品販売の催物を行った場合、その催物の行われる部分の床面積の合計が1,000㎡以上であれば、この部分は「物品販売店等」として規制がかかり、指定場所は「売場」と「通常顧客の出入りする部分」になります。

なお、詳しいことは、使用実態に応じ、第1節から第6節までを参照してください。

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

解除承認を受けられる範囲は、使用する形態によります。使用実態に応じ、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。

第8節 駐車場

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける駐車場

自動車の収容台数が50台以上の屋内駐車場です。

(2) 指定場所

「駐車のために供する部分」です。

従業員事務所や精算所など駐車場関係者のみが使用する部分は、指定場所以外の場所となります。

なお、次に示す形態の駐車場は条例の適用を受けません。

ア タワーパーキングなどと呼ばれる、昇降機等の機械装置のみにより車両を駐車させる立体駐車場

イ 自走式一層二段駐車場など、外気が十分に流通し、火災により発生する煙が滞留するおそれの少ない駐車場

(3) 禁止行為

駐車場の「駐車のために供する部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されます。

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

収容台数50台以上の駐車場では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為について解除承認を受けることはできません。

なお、車両のタンク内の燃料、潤滑油や、車両に装備している発炎筒などは、危険物品持込みの行為には該当しません。

第9節 公衆の通行の用に供する部分の長さが50m以上の防火対象物

「公衆の通行の用に供する部分の長さが50m以上の防火対象物」とは、政令別表第1に掲げる防火対象物（(17)項から(20)項までを除く。）のうち、当該防火対象物に属性のない公衆が多数通行する部分を有し、その長さが50m以上のものをいいます。

1 指定場所と禁止行為

公衆の通行の用に供する部分の長さが50m以上の防火対象物の指定場所は、「通行の用に供する部分」で、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されます。ただし、次に掲げるものは「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲内に限り規制対象とはされないで、持込みに際しての解除承認の手続は不要となります。

- (1) モーターや油圧機などの工作機械等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など
- (2) 車両のタンク内の燃料、潤滑油等で、次に掲げるもの
 - ・展示物又は舞台、スタジオのセット等で、稼働を伴わない車両
 - ・駐車場の車両のタンク内の燃料、潤滑油や、車両に装備している発炎筒など
- (3) 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている装飾品、美術品など
- (4) 日常の清掃用に使用しているクリーナー等
- (5) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5各号に掲げるがん具用煙火のうち、クリスマスクラッカー及び平玉
- (6) 雰囲気づくりのためテーブルで使用する固形キャンドル
- (7) 料理を加熱保温するために使用する料理用固形燃料
- (8) フライパンや鉄板に引く油のように、調理に使用している動植物油（揚げ物などに使用する場合を除く。）

2 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

- (1) 「通行の用に供する部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。ただし、喫煙は安全な基準により設けられた喫煙所以外ではできないこととなっており、解除承認を受けることはできません。

また、地下道（地下街の通路部分）では、解除承認を受けることはできません。

指定場所	禁止行為の種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
通行の用に供する部分	×	○	○
地下道 （地下街の通路部分）	×	×	×

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

×・・・解除承認を受けることはできません。

- (2) 申請に基づく審査基準は、次表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
通行の用に供する部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 ※① 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具が設けられていること。※② 5 出入口及び階段等から水平距離 5 m 以上離れていること※③、④（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5 m 以上離れていること※⑥（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 7 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ・消費量は、1 個につき 70kW 以下、総消費量は 210kW 以下とすること。 ・ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジボンベを使用する器具を除く。※⑧）。 ・液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5 kg、その他の固体のものは 5 kg 以下とすること。
	危険物品持込み	1 防火管理者等による監視等の体制が講じられていること。 2 消火器具が設けられていること。※② 3 出入口及び階段等から水平距離 3 m（危険物（危険物の規制に関する規則第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6 m）以上離れていること※③、④（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑤）。 4 火気使用場所から水平距離 5 m 以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。※⑦）。 5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること。 6 承認できる範囲は、次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。

指定場所	禁止行為	審査基準
通行の用に供する部分	危険物品 持込み	(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※⑨ ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。 (4) がん具用煙火 S F マークの付されているもので、総薬量5Kg未満※⑩

※① 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※② 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び、使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※③ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいいます。

イ 水平距離の捉え方は、42ページの例を参照してください。

※④ 「出入口及び階段等から水平距離〇m以上離れている。」は、次のとおりです。

ア 階段等とは、階段室、避難器具又は避難の用に供する渡り廊下のことです。

イ 水平距離の捉え方は、43ページの例を参照してください。

※⑤ 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、44ページの例を参照してください。

なお、「耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」も同様となります。

※⑥ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいいます。

なお、「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は適用されません。

※⑦ 「不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合」は、次のとおりです。
(45ページの例を参照してください。)

ア 不燃性の収納箱に収納してある場合

イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合

※⑧ 「ガス漏れ早期発見のための装置」は、単体型のガス漏れ警報器も含みます。この場合、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又はガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されている必要があります。

なお、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で、立ち消え安全装置付きの火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※⑨ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

※⑩ 「S F マーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示をいいます。

第10節 重要文化財等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」といいます。）が規制対象となります。

1 指定場所と禁止行為

(1) 条例の適用を受ける重要文化財等

規模の大小にかかわらず全てです。

(2) 指定場所

「建造物の内部及び周囲」となります。

ア 建造物の内部

重要文化財等と指定された建造物の内部であり、建造物の一部のみが重要文化財等の建造物である場合は、当該部分を含んだ棟全体の内部となります。

イ 建造物の周囲

建造物の周囲3m以内（敷地外及び他の建造物が含まれる場合は、これらの部分を除いた部分）の範囲とし、建造物に軒や庇がある場合は、軒や庇から3mを加えた範囲の水平投影面積の部分となります。

なお、重要文化財等の建造物が複数存する場合で外来者が立ち入ることのできる部分については、その状況及び個々の重要文化財等の形態により、「建造物の周囲」が敷地一円又は火災予防上必要と認める範囲とされる場合があります。

(3) 禁止行為

重要文化財等の「建造物の内部及び周囲」では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されています。しかし、指定された建造物が個人の住居である場合の日常生活に必要な行為及び宗教的行事や伝統的行事として行われる以下の行為については、禁止される行為とはなりません。

ア 宗教的行事として灯明や線香などを使用する行為

イ 伝統的行事として灯籠、かがり火、提灯などを使用する行為

ウ 茶室などで本来の機能を働かせる行為

2 標識の設置

入場者の見やすい位置に第1章第7節(21ページ参照)の標識を設置することとなりますが、指定場所関係者の掲出する掲示が、設置すべき標識の内容を満たしている場合は、関係者の掲出する掲示をもって標識に替えることができます。この場合、掲示の大きさは、規則で定める標識の寸法と同等以上でなければなりません。

3 指定場所ごとの解除承認を受けられる範囲

- (1) 重要文化財等の建造物の内部及び周囲では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの行為が禁止されていますが、火災予防上安全であり、やむを得ないと認められた場合に限り、必要最小限の範囲内で解除承認を受けることができます。

重要文化財等とは、歴史、文化又は自然を理解するため必要不可欠で、また、将来の文化の向上及び発展のために、保存及び活用に努めなければなりません。関係者は、重要文化財等の意義を認識し、解除承認の申請をするかしないかを慎重に決める必要があります。

指定場所		禁止行為の種別		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
建造物	内部	○	○	○
	周囲	×	○	○

※ ○・・・解除承認を受けることが可能です。

×・・・解除承認を受けることはできません。

- (2) 申請に基づく審査基準は、次表のとおりです。ただし、承認を受けることができるのは表中の数値以下で、必要最小限の範囲です。

◇審査基準◇

指定場所	禁止行為	審査基準
建造物の内部	喫煙	1 防火管理者等による監視、消火、点検等の体制が講じられていること。 2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近としないこと。※① 3 喫煙設備を設けること。 4 消火器具が設けられていること。※② 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
建造物の内部及び周囲	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。※③ 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器具が設けられていること。※② 5 承認範囲が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のものは5kg以下とすること。

指定場所	禁止行為	審査基準
建造物の内部及び周囲	危険物品持込み	- 関係者等による監視等の体制が講じられていること。 - 消火器具が設けられていること。※② - 保管は密栓し、他の物品と隔離されていること。 - 承認できる範囲は、次によること。 - 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 - 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の50分の1未満であること。 - 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※④ ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。

※① 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいいます。

なお、「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は適用されません。

※② 「消火器具」は、次のように設けます。

ア 消火器は種類によって性質が異なり、油脂の火災には使えないものや、電気器具の火災に使用すると危険なものなどがあります。そのため、持ち込む危険物品の種類や使用場所などを考慮し、最も適した消火器を選び使用しやすい位置に置くことが大切です。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます（消火能力単位は消火器に表示されています。）。

なお、消防法令に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合は、新たに設置する必要はありません。

※③ 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で確保しなければならない距離が決められている器具などの場合は、その距離を確保しなければなりません。

※④ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」は、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスをいい、具体的な製品としては、

- ・ ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器
- ・ 容器組込型卓上型こんろ用ガス容器（カートリッジボンベ）
- ・ エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

などがあげられます。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガスは、解除承認を受けることができません。

4 重要文化財等をその他の用途で使用する場合

(例 1) 全部を物品販売店等で使用する場合

重要文化財等かつ 物品販売店等 (1,000 m ² 以上)

⇒ 解除承認は、両方の禁止される用途の審査基準で審査します。
この場合、いずれの審査基準にも適合させる必要があります。

(例 2) 一部を事務所で使用する場合

重要文化財等
重要文化財等かつ事務所

⇒ 事務所は禁止される用途に該当しないため、重要文化財等の審査基準で審査します。

(1) 禁止される用途の捉え方は、5 ページを参考にしてください。

(2) 重要文化財等は、条例第28条第3項による喫煙所の設置義務がありません。喫煙所を設置する場合は、解除承認を受けた後に設置してください。

重要文化財等は文化財保護法など他の法令による規制もありますので、関係機関と十分に調整をしてください。



第 3 章

Q & A

1 指定場所及び禁止される用途

問1 展示場を一時的に倉庫として使用する場合、展示場としての規制を受けますか。

答 使用形態が倉庫のような禁止される用途以外の用途であれば、展示場としての規制は受けないため、その間は危険物品の保管などが可能となります。

問2 ホテルの一部でディナーショーを行う場合の舞台は指定場所となりますか。

答 ディナーショーを行う部分の床面積の合計が1,000㎡以上ある場合は、指定場所に該当します。

旅館、ホテル等の指定場所は、行われる催物の形態に応じたものとなります。この場合は、ディナーショーなので、禁止される用途が飲食店等となり、舞台が指定場所となります。

なお、飲食店等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の場合は、指定場所には該当しません。

問3 舞台を設けていない飲食店の床面積が1,000㎡以上の場合も、禁止される用途となりますか。

答 飲食店等の指定場所は舞台であるため、舞台を設けていない飲食店等については床面積が1,000㎡以上でも禁止される用途となりません。

問4 デパートの売場の一部に、飲食を行うことができる部分を併設した店舗がある場合、売場と通常顧客の出入りする部分のどちらに該当しますか。

答 持帰り用の販売が主体の店舗であれば売場に、飲食の提供が主体の店舗であれば通常顧客の出入りする部分に、それぞれ該当します。

2 解除承認

問1 物品販売店等で改修工事を行うため、営業時間外（定休日、夜間）に危険物品に該当する塗料を持ち込む場合に解除承認は必要ですか。

答 重要文化財等を除く指定場所では、解除承認の必要はありません。

問2 物品販売店等の売場でいわゆるカセットガスコンロを使用した食料品の実演販売はできますか。また、解除承認を受ければ可能ですか。

答 容器組込型卓上型コンロは「裸火使用」及び「危険物品持込み」に該当するため、物品販売店等の売場で使用することはできません。特に、物品の陳列販売部分では、原則として解除承認を受けることもできません。実演販売をする場合はホットプレート等の裸火に該当しないものを使用する必要があります。

問3 劇場の舞台上で演出効果のためカセット式のLPGボンベを燃料としたトーチは使用できますか。

答 「裸火使用」と「危険物品持込み」に該当するため使用できません。ただし、解除承認を受けた場合には使用することができます。

問4 劇場等の舞台上、危険物を口に含み、松明の炎などに吹きつける「火吹き」は、解除承認の申請を行えば可能ですか。

答 「火吹き」については、炎の長さが吹きつける危険物の量によって異なり、過去に何度か火災になった事例があるため、安全性及び確実性に乏しいことから、解除承認を受けることはできません。

問5 物品販売店等の売場で、総火薬量4kgのSFマークの付いたがん具用煙火を販売する場合に解除承認の申請は必要ですか。

答 承認単位ごとの総火薬量が5kg未満であれば、「危険物品持込み」から除かれるため、解除承認は必要ありません。ただし、条例第32条に定める基準に適合する必要があります。なお、総火薬量が5kg以上のがん具用煙火は解除承認を受けることができません。

問6 物品販売店等の売場と隣接する食品加工場（売場と不燃区画されている。）で、恒常的にこんろ等で裸火を使用するときに解除承認は必要ですか。

答 解除承認の必要はありません。売場（指定場所）と不燃区画されている食品加工場は、指定場所以外の場所となるため、禁止行為に該当しません。

問7 劇場等で演出のため発煙剤が危険物品に該当するスモークマシンを使用する場合は、一度、解除承認の申請をすれば次からの公演は解除承認を受けなくてよいですか。

答 同一機器であっても、使用する位置、周囲の状況、行為者等がその都度異なるため、その都度申請する必要があります。

問8 舞台のセットとして車両を持ち込む場合は、車両の燃料は危険物品なので解除承認が必要ですか。

答 舞台のセットのように、走行させない場合には、「危険物品持込み」から除かれます。ただし、燃料は持ち込むための必要最小限の量とします。

なお、走行させる場合には、解除承認を受ける必要があります。

3 喫煙

問1 指定場所の存する階に指定場所以外の場所がある場合、喫煙所を指定場所以外の場所に設けることはできますか。

答 指定場所の利用者が誰でも自由に利用できる箇所に設けられていれば可能です。

問2 物品販売店等の売場の存する階の飲食店に喫煙席がある場合、当該喫煙席を条例で定める喫煙所とすることができますか。

答 飲食店の喫煙席など、指定場所の利用者が誰でも利用できる位置にないものは、条例で定める喫煙所とはなりません。

問3 物品販売店等の売場に隣接（区画なし）する飲食店の客席に喫煙席を設けて喫煙することはできますか。

答 告示第4項は、「食堂部分で不燃性の吸い殻容器のある場所」が除かれているため、不燃性の吸い殻容器を設けた場合は喫煙ができます。ただし、健康増進法において飲食店は原則屋内禁煙とされていることに留意する必要があります。

問4 指定場所である駐車場の車内での喫煙も禁止行為に該当しますか。

答 該当します。

問5 いわゆる「加熱式たばこ専用喫煙室」（※）を設置した場合は、条例第28条第3項の喫煙所を設置したことになりますか。

答 条例第28条第3項の喫煙所を設置したことにはなりません。

加熱式たばこ以外のたばこを使用した喫煙ができないため、隠れて喫煙されることによる火災危険を排除できないからです。

※ 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて準用する健康増進法第33条第3項第1号に規定する「指定たばこ専用喫煙室」

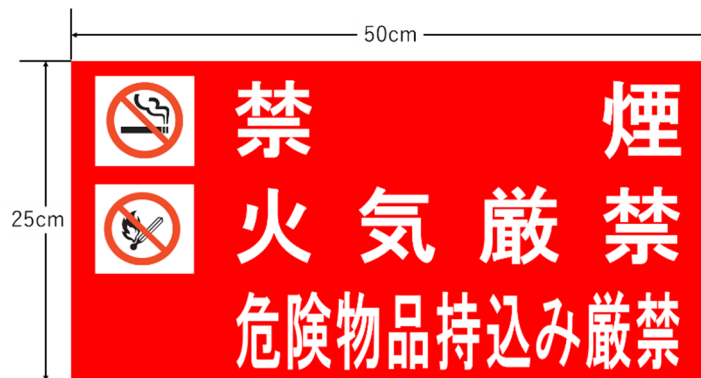
4 標識

問1 シネコンと呼ばれるような映画館で、チケットを渡す入場口が1箇所、その先でいくつかの映画館に分かれている形態の映画館の場合は、その映画館の入口全てに標識が必要ですか。

答 映画館の存する防火対象物の入口、チケットを渡す入場口付近に標識を掲出した場合は、全ての入口に掲出する必要はありません。

なお、劇場等の場合「禁煙」の標識は客席の全ての部分から確認できる箇所に掲出する必要があります。

問2 「禁煙」、「火気厳禁」、「危険物品持込み厳禁」を1枚にまとめた、図のような標識を掲出しても良いですか。



答 図のような標識では、条例第28条第2項に規定する標識を設けたことにはなりません。

規則別表第3に定める規格等に基づき、「禁煙」、「火気厳禁」及び「危険物品持込み厳禁」の標識は、それぞれ縦25cm以上、横50cm以上のものを設ける必要があります。

問3 「危険物品持込み厳禁」の標識について、ピクトグラムを併記しても良いですか。

答 令和5年12月現在、規則第11条に定める「火災予防上危険な物品」を意味する図記号については、それらを世間一般の周知の事実たらしめる他法令の規定や、国際的又は全国的な規格などが存在していないことから、併記することは認められません。

5 不燃区画

問1 売場に隣接する不燃区画した食品加工場のちゅう房設備で裸火の使用をする場合に解除承認が必要ですか。

答 食品加工場を隣接する売場と不燃区画した場合は、食品加工場は禁止されない部分となるので、解除承認を受けずに裸火の使用ができます。

問2 不燃区画に面積の制限はありますか。

答 面積の制限はありません。

問3 不燃区画に窓を設けるときは、ガラスも不燃材料なので普通ガラス（素ガラス）とすることが出来ますか。

答 不燃区画の窓、出入口等は防火設備である必要があるので、ガラスを使用する場合は、防火設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1360号）に定める基準に適合するものとする必要があり、網入ガラスのほか、耐熱強化ガラスや耐熱結晶化ガラスなどが、これに該当します。

第 4 章

資 料 編

資料 1

◇ 横浜市火災予防条例（抜粋）

（喫煙等）

第28条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において、消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- （1）劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - （2）百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗若しくは展示場（以下「百貨店等」という。）又は地下街の売場又は展示部分
 - （3）文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - （4）第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面、通路の壁その他の見やすい箇所に規則で定める標識を設けなければならない。
- 3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）の存する防火対象物で、当該場所の存する階には、喫煙所を設けて、見やすい箇所に規則で定める標識を設置するとともに、適当な数の吸い殻容器を置かなければならない。ただし、当該場所の存する階において、喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じたときは、この限りでない
- 4 劇場等に設ける喫煙所は、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の20分の1以上としなければならない。ただし、当該劇場等又は当該劇場等の存する階の利用状況等から判断して、消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、喫煙所の床面積の合計を客席の床面積の合計の20分の1未満とすることができる。
- 5 第1項の消防長が指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

（規則で定める標識 = 省 略 ）

(がん具用煙火)

第32条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。
- 3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。
- 4 がん具用煙火を販売する場合においては、常時監視できる位置に陳列するとともに、その付近に消火用具を設けなければならない。

別表第7

品 名	数 量	備 考
可燃性固体類	3,000kg	固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。 ア 引火点が40度以上100度未満のもの イ 引火点が70度以上100度未満のもの ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
可燃性液体類	2 m ³	法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

※ 「数量」以上の可燃性固体類又は可燃性液体類の貯蔵、取扱いを行う場合は、届出が必要となります。

◇ 横浜市火災予防条例規則（抜粋）

（火災予防上危険な物品）

第11条 条例第28条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次のとおりとする。ただし、常時携帯する物品で軽易なものは、この限りでない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に掲げる危険物及び条例別表第7に掲げる指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火

（喫煙等の承認等）

第12条 条例第28条第1項ただし書の規定により、同項各号に掲げる場所における喫煙若しくは裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みの承認を受けようとする者は、喫煙等承認申請書（第3号様式）を消防署長に提出しなければならない。

- 2 消防署長は、前項の規定による承認をしたときは、喫煙等承認通知書（第3号様式の2）により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。
- 3 消防署長は、第1項の規定による承認の申請があった場合において、火災予防上支障があると認めて承認をしないときは、喫煙等不承認通知書（第3号様式の3）により当該承認の申請をした者にその旨を通知するものとする。
- 4 消防署長は、条例第28条第1項ただし書の規定に基づく承認をした場合で、当該承認を受けた場所の存する防火対象物において火災が発生したとき、又は承認の内容若しくは承認の際に附された条件に違反する行為が行われたときは、当該承認を取り消すことができる。
- 5 消防署長は、前項の規定により承認を取り消したときは、喫煙等承認取消通知書（第4号様式）により当該承認を受けた者に通知しなければならない。

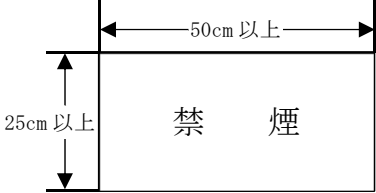
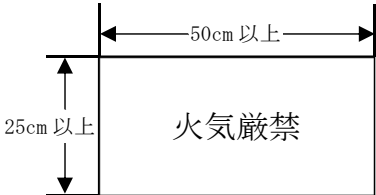
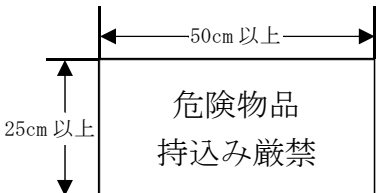
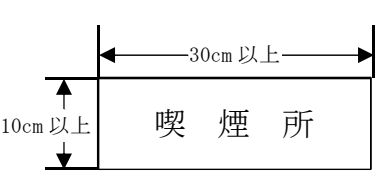
（各様式 = 省 略 ）

（標識等の規格等）

第28条 第21条の2第5号、第21条の3及び第23条並びに条例第14条第1項第5号（条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第14条の2第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第20条第1項第3号及び第5号、第28条第2項及び第3項、第65条第4号（条例第67条において準用する場合を含む。）並びに第66条第3項の規定による標識等の規格等にあつては別表第3の、条例第37条の2第2項第1号（条例第42条第3項において準用する場合を含む。）及び第43条第2項第1号の規定による標識等の規格等にあつては別表第4のとおりとする。ただし、条例第28条第3項の規定により設置する喫煙所の標識については、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識をもって代えることができる。

- 2 前項ただし書の規定によるほか、消防長又は消防署長が火災予防上別表第3又は別表第4の規格と同等以上の効果があると認める場合は、他の標識等をもって代えることができる。

別表第3

種類	様式・形状・寸法	色	掲出場所等
禁煙の標識		地 赤色 文字 白色	
火気厳禁の標識		地 赤色 文字 白色	
危険物品持込み 厳禁の標識		地 赤色 文字 白色	
喫煙所の標識		地 白色 文字 黒色	

(備考)

- 1 禁煙の標識及び火気厳禁の標識には、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合する図記号を他の部分と明確に区分できるよう併記すること。
- 2 喫煙所の標識には、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合する図記号を他の部分と明確に区分できるよう併記すること。
- 3 文字の下に、外国語による同義語を併記することができる。
- 4 文字は、縦書きにすることができる。

資料 2

◇ 建築基準法（抜粋）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) （ 省 略 ）

(7) 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(7の2) 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第9号の3及び第26条第2項第2号において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(8) 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(9) 不燃材料 建築材料のうち、不燃性（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(9の2) 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ （ 省 略 ）

又は

その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。

(イ) 耐火構造であること。

(ロ) 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあつては、(イ)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に

必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を有すること。

(9の3) 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

(以下省略)

(防火地域及び準防火地域内の建築物)

第61条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)に附属するものについては、この限りでない。

◇ 建築基準法施行令(抜粋)

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (省略)

(5) 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号(建築物の外壁の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(6) (省略)

(耐火性能に関する技術的基準)

第107条 建築基準法第2条第7号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあつては、当該各部分に通常の火災による火熱が同表の下欄に掲げる当該部分の存する階の区分に応じそれぞれ同欄に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分	時間				
	最上階及び 最上階から	最上階から 数えた階数	最上階から 数えた階数	最上階から 数えた階数	最上階から 数えた階数

		数えた階数が2以上で4以内の階	が5以上で9以内の階	が10以上で14以内の階	が15以上で19以内の階	が20以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1 時間	1.5時間	2 時間	2 時間	2 時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1 時間	1.5時間	2 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	1.5時間	2 時間	2.5時間	3 時間
床		1 時間	1.5時間	2 時間	2 時間	2 時間
はり		1 時間	1.5時間	2 時間	2.5時間	3 時間
屋根		30分間				
階段		30分間				
備考						
1 第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。						
2 この表における階数の算定については、第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。						

(2) 前号に掲げるもののほか、床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外及び屋根にあっては、30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

（準耐火性能に関する技術的基準）

第107条の2 建築基準法第2条第7号の2の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45分間
柱		45分間
床		45分間

はり	45分間
屋根（軒裏を除く。）	30分間
階段	30分間

(2) 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

（防火性能に関する技術的基準）

第108条 建築基準法第2条第8号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

(1) 耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁及び軒裏にあつては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

（不燃性能及びその技術的基準）

第108条の2 建築基準法第2条第9号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしていることとする。

(1) 燃焼しないものであること。

(2) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

(3) 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

（防火戸その他の防火設備）

第109条 建築基準法第2条第9号の2口、建築基準法第12条第1項、建築基準法第21条第2項第2号、建築基準法第27条第1項（建築基準法第87条第3項において準用する場合を含む。第110条から第110条の5までにおいて同じ。）、建築基準法第53条第3項第1号イ及び建築基準法第61条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2（省略）

（遮炎性能に関する技術的基準）

第109条の2 建築基準法第2条第9号の2口の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の

火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

(防火区画)

第112条 主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第136条の2第1号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- (2) 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降口ビーの部分を含む。）をいう。第14項において同じ。）で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 前項の「1時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

- (1) 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1 時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1 時間
柱		1 時間
床		1 時間
はり		1 時間

- (2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- (3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間

屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

3～10 （ 省 略 ）

- 11 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第136条の2第1号口若しくは第2号口に掲げる基準に適合する建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有するものの縦穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が2以上であるもの、吹抜きとなっている部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。）については、当該縦穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第13項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する縦穴部分については、この限りでない。

(1) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなっている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの

(2) （ 省 略 ）

12～19 （省略）

- 20 給水管、配電管その他の管が第1項、第4項から第6項まで若しくは第18項の規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第7項若しくは第10項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第11項本文若しくは第16項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

- 21 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、同号口に規定する防火設備）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

(1) 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

(2) 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

（地下街）

- 第128条の3 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に2m以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、その接する長さを2m未満とすることができる。

(1)～(6) （ 省 略 ）

- 2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合においては、当該各構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。
- 3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。
- 4～6 (省 略)

資料 3

◇ 危険物の規制に関する政令（抜粋）

別表 3

類 別	品 名	性 質	指定数量
第 1 類		第 1 種酸化性固体	50kg
		第 2 種酸化性固体	300kg
		第 3 種酸化性固体	1,000kg
第 2 類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第 1 種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第 2 種可燃性固体	500kg
	引火性固体		1,000kg
第 3 類	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第 1 種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第 2 種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
		第 3 種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
第 4 類	特殊引火物		50ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	200ℓ
		水溶性液体	400ℓ
	アルコール類		400ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		水溶性液体	2,000ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
		水溶性液体	4,000ℓ
	第四石油類		6,000ℓ
	動植物油類		10,000ℓ
第 5 類		第 1 種自己反応性物質	10kg
		第 2 種自己反応性物質	100kg
第 6 類			300kg

備考

- ① 第1種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50%以上であること。
ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- ② 第2種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第1種酸化性固体以外のものであることをいう。
イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50%以上であること。
ロ 前号ロに掲げる性状
- ③ 第3種酸化性固体とは、第1種酸化性固体又は第2種酸化性固体以外のものであることをいう。
- ④ 第1種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
- ⑤ 第2種可燃性固体とは、第1種可燃性固体以外のものであることをいう。
- ⑥ 第1種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- ⑦ 第2種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第1種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- ⑧ 第3種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1種自然発火性物質及び禁水性物質又は第2種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- ⑨ 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- ⑩ 水溶性液体とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- ⑪ 第1種自己反応性物質とは、孔径が9mmのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- ⑫ 第2種自己反応性物質とは、第1種自己反応性物質以外のものであることをいう。

※ 「指定数量」の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、届出が必要となります。

資料 4

◇ 高圧ガス保安法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が1 MPa以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が1 MPa以上であるもの又は温度35度において圧力が1 MPa以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- (2) 常用の温度において圧力が0.2 MPa以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が0.2 MPa以上であるもの又は温度15度において圧力が0.2 MPa以上となる圧縮アセチレンガス
- (3) 常用の温度において圧力が0.2 MPa以上となる液化ガスであつて現にその圧力が0.2 MPa以上であるもの又は圧力が0.2 MPaとなる場合の温度が35度以下である液化ガス
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度35度において圧力0 Paを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの

（適用除外）

第3条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

- (1) 高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気
- (2) 鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス
- (3) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受ける船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス
- (4) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス
- (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス
- (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項の航空機内における高圧ガス
- (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第2条第4項の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス
- (9) その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるもの

2 第40条から第56条の2の2まで、第60条及び第61条から第63条までの規定は、内容積1 dℓ以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

◇ 高圧ガス保安法施行令（抜粋）

（適用除外）

第2条 高圧ガス保安法第3条第1項第4号の政令で定める設備は、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備とする。

2 高圧ガス保安法第3条第1項第5号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものとする。

3 高圧ガス保安法第3条第1項第5号の政令で定める装置は、原動機（道路運送車両法第41条第1項の技術基準に適合するものに限る。）及び燃料装置（当該技術基準に適合するものに限る。第10条の3において同じ。）とする。

4 高圧ガス保安法第3条第1項第8号の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。

5 高圧ガス保安法第3条第1項第9号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

- (1) 圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であって、温度35度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）5 MPa以下のもの
- (2) 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（第4号に規定する第1種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であって、温度35度において圧力5 MPa以下のもの
- (3) 冷凍能力（高圧ガス保安法第5条第3項の経済産業省令で定める基準に従って算定した1日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が3 t未満の冷凍設備内における高圧ガス
- (4) 冷凍能力が3 t以上5 t未満の冷凍設備内における高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第1種ガス」という。）
- (5) 液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス
- (6) オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）
- (7) フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充填機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであって、温度35度において圧力5 MPa以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの
- (8) 内容積1 l以下の容器内における液化ガスであって、温度35度において圧力0.8 MPa（当該液化ガスがフルオロカーボン（第4号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）である場合にあっては、2.1 MPa）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの
- (9) 第1項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積（温度0度、圧力0 Paの状態に換算した容積をいう。）が0.15 m³以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの（第1号から第4号まで及び第6号から前号までに掲げるものを除く。）

◇ 一般高圧ガス保安規則（抜粋）

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が10%以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの

資料 5

◇ 火薬類取締法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

（1）火薬

- イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬
- ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬
- ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であって経済産業省令で定めるもの

（2）爆薬

- イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
- ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬
- ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル
- ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬
- ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を3以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬
- ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬
- ト その他イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であって経済産業省令で定めるもの

（3）火工品

- イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ロ 実包及び空包
- ハ 信管及び火管
- ニ 導爆線、導火線及び電気導火線
- ホ 信号焰管及び信号火せん
- ヘ 煙火その他前2号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品（経済産業省令で定めるものを除く。）

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であって、経済産業省令で定めるものをいう。

◇ 火薬類取締法施行規則（抜粋）

第1条の5 火薬類取締法第2条第2項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

1 がん具として用いられる煙火

イ 炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの

- (1) 吹出し、スモールトーチ、噴火山その他の筒物、すすきその他柄付きの筒物又は球物であって、火薬15 g 以下のもの
- (2) 朝顔その他の炎を出す柄付きのより物であって、火薬10 g 以下のもの
- (3) 銀波その他のひも付きのより物であって、火薬10 g 以下のもの
- (4) スパークラーその他の光輝のある火の粉を出す柄付きのねり物であって、火薬が露出しているもののうち、火薬10 g（鉄粉を30%以上含んでいるものにあつては、火薬15 g）以下のもの
- (5) サーチライト、コメットその他の柄付きのねり物であって、紙に包まれたもののうち、火薬10 g 以下のもの
- (6) 線香花火その他の火花を出す柄付きのより物又は火薬が露出しているねり物であって、火薬0.5 g 以下のもの

ロ 回転することを主とするもの

- (1) ピンホイールその他の円盤の周囲に火薬を紙で包んだ管を巻き付けたものであって、火薬4 g（爆発音を出すものにあつては、火薬3.9 g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1 g 以下のもの
- (2) サキソンその他の筒又は板の端に筒物を装着したものであって、火薬4 g（爆発音を出すものにあつては、火薬3.9 g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1 g 以下のもの
- (3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形のより物をはり付けたものであって、火薬1 g（爆発音を出すものにあつては、火薬0.9 g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1 g 以下のもの

ハ 走行することを主とするもの

- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であって、火薬2 g 以下のもの
- (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であって、火薬0.5 g 以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）1.5 g 以下のもの
- (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であって、火薬1.5 g 以下のもの
- (4) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物であって、火薬1 g（爆発音を出すものにあつては、火薬0.9 g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1 g 以下のもの
- (5) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りたたんだものであって、火薬1 g 以下のもの

ニ 飛ばしようにすることを主とするもの

- (1) 笛ロケットその他の笛音を出す尾付きの筒物であって、火薬0.5 g 以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）2 g 以下のもの
- (2) 流星その他の尾付きの筒物であって、火薬2 g（爆発音を出すものにあつては、火薬1.9 g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.3 g（硫化ヒ素を含むものにあ

っては、爆薬0.1 g) 以下のもの

- (3) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、回転上昇するものであって、火薬1.5 g 以下のもの

ホ 打ち揚げることを主とするもの

- (1) 乱玉その他の星を打ち揚げる筒物であって、単発式のもののうち、火薬10 g 以下のもの又は筒の内径が1 cm以下の連発式のもののうち、火薬15 g 以下のもの
- (2) パラシュートその他の内筒に入れた放出物を打ち揚げる筒物であって、火薬10 g 以下のもの

ヘ 爆発音を出すことを主とするもの

- (1) スモーククラッカーであって、火薬1 g 以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1 g 以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）及びファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって、その筒の外径が4 mm以下のもののうち、火薬1 g 以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05 g 以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）
- (2) クラッカーボールであって、直径1 cm以下、重量1 g 以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.08 g 以下のもの
- (3) クリスマスクラッカーその他の摩擦によって爆発音を出す小形の筒物を内部に装着し、その爆発により軽量の紙テープ等を放出するものであって、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05 g 以下のもの
- (4) 平玉であって、その1粒が直径4.5 mm以下、高さ1 mm以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.01 g 以下のもの及び巻玉であって、その1粒が直径3.5 mm以下、高さ0.7 mm以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.004 g 以下のもの
- (5) 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物であって筒の外径が4 mm以下のものを連結したもののうち、その本数が20本以下のものに限る。）であって、その1本が火薬1 g 以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05 g 以下のもの

ト 煙を出すことを主とするもの

煙幕その他の筒物又は球物であって、火薬15 g 以下のもの

チ その他

へび玉であって、火薬5 g 以下のもの

2 削 除

3 始発筒であって、火薬15 g 以下のもの

4 火災警報用又は盗難防止用として用いられる煙火であって、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.18 g 以下のもの

5 気密試験用として用いられる発煙火工品であって、火薬15 g 以下のもの

6 経済産業大臣が告示で定める緊急保安炎筒であって、火薬150 g 以下のもの、

7 経済産業大臣が告示で定める模型ロケットに用いられる噴射推進器（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であって、火薬20 g 以下のもの

8 前号に定める模型ロケットに用いられる点火具であって、火薬0.1 g 以下のもののうち、経

済産業大臣が告示で定めるもの

- 9 経済産業大臣が告示で定める内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であって、爆薬125 g 以下のもの

資料 6

◇ 健康増進法（抜粋）

（定義）

第28条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び次節において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 特定施設 第1種施設、第2種施設及び喫煙目的施設をいう。
- (5) 第1種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
 - ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）
- (6) 第2種施設 多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。
- (7)～(14) （ 省 略 ）

（喫煙専用室）

第33条 第2種施設等（第2種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第37条第1項第1号において同じ。）の管理権原者は、当該第2種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第3項第1号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

- 2 第2種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第2種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。
 - (1) 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
 - (2) 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
 - (3) その他厚生労働省令で定める事項
- 3 第2種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第2種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第2種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既

に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

(1) 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）が設置されている旨

(2) その他厚生労働省令で定める事項

- 4 喫煙専用室が設置されている第2種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、20歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。
- 6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。
- 7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

◇ 健康増進法施行令（抜粋）

（第一種施設）

第3条 健康増進法第28条第5号イの政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専ら同法第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（20歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（20歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）
- (2) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第14条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校
- (4) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）第12条第1項第5号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設
- (5) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第11条第1項第1号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（20歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）
- (6) 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第16条第6号に規定する施設
- (7) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第33条の2に規定する陸上自衛隊高等工科学学校
- (8) 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第192条に規定する航空保安大学校並びに同令

第254条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校

- (9) 前各号に掲げるもののほか、20歳未満の者が主として利用する教育施設として厚生労働省令で定めるもの
- (10) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
- (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- (12) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- (13) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第1項に規定する難病相談支援センター
- (14) 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- (15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- (16) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- (17) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (18) 法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条第1項に規定する少年院及び少年鑑別所

◇ 健康増進法施行規則（抜粋）

（健康増進法施行令第3条第9号の厚生労働省令で定める教育施設）

第14条 健康増進法施行令第3条第9号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項第1号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する施設
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する養成施設

- (3) 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項に規定する理容師養成施設
- (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の養成施設
- (5) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所、同法第21条第3号に規定する看護師養成所及び同法第22条第2号に規定する准看護師養成所
- (6) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第2号に規定する歯科衛生士養成所
- (7) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第1備考第2号の3及び第3号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第2の2備考第2号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- (8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関
- (9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条第3項に規定する自動車整備士の養成施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- (10) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号に規定する診療放射線技師養成所
- (11) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条第2号に規定する歯科技工士養成所
- (12) 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項に規定する美容師養成施設
- (13) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号に規定する臨床検査技師養成所
- (14) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号に規定する調理師養成施設
- (15) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号に規定する理学療法士養成施設及び同法第12条第1号に規定する作業療法士養成施設
- (16) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設
- (17) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項に規定する柔道整復師養成施設
- (18) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号に規定する視能訓練士養成所
- (19) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する養成施設
- (20) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号に規定する臨床工学技士養成所
- (21) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号に規定する義肢装具士養成所
- (22) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号に規定する救急救命士養成所
- (23) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号に規定する言語聴覚士養成所
- (24) 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設
- (25) 農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条第1号に規定する教育機関（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- (26) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号及び第2項第7号、第160条第3号、第161条第2項、第162条並びに第177条第7号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）

（喫煙専用室の技術的基準）

第16条 健康増進法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
 - (2) たばこの煙（蒸気を含む。以下この条及び第18条において同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (3) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- 2 第2種施設等（健康増進法第33条第1項に規定する第2種施設等をいう。以下この項において同じ。）の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であって、専ら喫煙をすることができる場所が当該第2種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における健康増進法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示）

第17条 健康増進法第33条第2項又は同条第3項の規定による掲示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

資料 7

◇ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) （ 省 略 ）
- (2) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに喫煙関連研究場所（健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。以下同じ。）、喫煙専用室（法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。）、法第40条第1項各号に掲げる場所及び健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第4条第1号に該当する施設を除く。）をいう。
- (3) 公共的施設 公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。
 - ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの（以下「県第1種施設」という。）
 - イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「県第2種施設」という。）
- (4) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。
- (5) 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
- (6)、(7) （ 省 略 ）

（表示等）

第11条 施設管理者は、公共的施設について禁煙（公共的施設の全部（喫煙関連研究場所及び健康増進法第40条第1項各号に掲げる場所を除く。以下この項において同じ。）を喫煙することができない区域とすることをいう。）の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設の全部が喫煙禁止区域である旨の表示をしなければならない。

2 （ 省 略 ）

別表第1（第2条関係）

(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所
(3)	劇場、映画館又は演芸場
(4)	観覧場
(5)	ア 集会場又は公会堂

	イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(6)	展示場
(7)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(8)	公衆浴場
(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(10)	銀行その他の金融機関
(11)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(12)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(13)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(14)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(15)	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
(16)	官公庁施設
(17)	前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）

備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）を営む店舗を含まないものとする。

別表第2（第2条関係）

(1)	ア 飲食店 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの
(2)	ホテル、旅館その他これらに類するもの
(3)	ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの イ ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの
(4)	前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサービス業を営む店舗

備考 この表に掲げる公共的施設には、店舗型性風俗特殊営業等を営む店舗を含まないものとする。

◇ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則（抜粋）

（表示）

第3条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第11条第1項に規定する規則で定める表示は、第1号様式とする。

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A6以上縦長型）



備考 マークの部分のうち、たばこの絵の部分以外の部分の色は、赤とする。

資料 8

【記入要領】

第 3 号様式(第12条第 1 項)

喫煙等承認申請書

① 年 月 日

(申請先)

横浜市 消防署長

② 申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

横浜市火災予防条例第28条第 1 項ただし書の規定により、喫煙等禁止場所における禁止行為の解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

防 対 火 象 物	所 在 地			
	名 称	③		
承 認 す る 行 為 等	行 為	④ 喫 煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み		
	内 容	⑤		
	期 間	⑥ 年 月 日から 年 月 日まで		
	申 請 場 所	⑦		
	⑧ 責 任 者	勤 務 先	所 在 地	
			名 称	電話 ()
	氏 名			
火 災 予 防 上 講 ず る 措 置		⑨		

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(注意) 1 申請場所付近の見取図及び詳細図を添えてください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

(A 4)

◆ ◇ 記 入 要 領 ◇ ◆

- ① 申 請 日 消防署に申請する年月日を記入します。
- ② 申 請 者 申請行為を行おうとする建物の所有者、防火管理者又は実際に申請行為を行う責任者のいずれかとします(事前に関係者間において協議を行ってください。)
- ③ 名 称 申請行為を行おうとする建物の名称を記入します。
- ④ 行 為 該当する申請行為の種別を○で囲みます。
- ⑤ 内 容 申請行為の内容を簡潔に記入します。申請行為の詳細がわかる資料を添付してください。
- ⑥ 期 間 承認を受けようとする期間を記入します。
- ⑦ 申 請 場 所 申請行為を行おうとする場所が建物内のどこ場所であるか、特定できる名称等を記入します。また、場所が特定できる図面等を添付してください。
- ⑧ 責 任 者 実際に申請行為を行おうとする責任者を記入します。
- ⑨ 火災予防上 申請に際して、火災予防上講ずる措置内容を記入します。記入しきれない場合、措置内容の詳細がわかる資料を添付してください。

喫煙禁止届出書

① 年 月 日

横浜市 消防署長

② 届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

横浜市火災予防条例第28条第3項ただし書の規定により、指定場所の存する階の喫煙の禁止を確保するための火災予防上必要な措置を講じたので、次のとおり届け出ます。

防火対象物 (指定場所)	所在地		
	名 称	③	
	用 途		
指定場所の存する階		④	
喫煙を禁止する階		⑤	
火災予防上 講じた措置	標 識	内 容	⑥
		設置場所	
	館内巡回	方 法 等	⑦
		回 数	
	館内放送	内 容	⑧
		回 数	
	そ の 他		⑨

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(注意) 1 喫煙を禁止する階の標識の設置場所等を記載した平面図を添付して下さい。

2 ※印の欄には、記入しないで下さい。

◆ ◇ 記 入 要 領 ◇ ◆

- ① 届 出 日 消防署に届出する年月日を記入します。
- ② 届 出 者 喫煙を禁止する建物の所有者や防火管理者などとしします。
- ③ 防火対象物 喫煙を禁止する建物の所在地、名称及び用途を記入します。
- ④ 指定場所の
存する階 指定場所の存する階を記入します。
- ⑤ 喫煙を禁止
する階 指定場所の存する階のうち、喫煙を禁止する階を記入します。
- ⑥ 標 識 内 容：標識の記載内容を記入します。
設置場所：標識を設置する場所を記入します。
- ⑦ 館 内 巡 回 方 法：巡回方法を記入します。
回 数：巡回の頻度を記入します。
- ⑧ 館 内 放 送 内 容：放送の内容を記入します。
回 数：放送の頻度を記入します。
- ⑨ そ の 他 その他必要な事項があれば記入してください。

喫煙所減少届出書

① 年 月 日

横浜市 消防署長

② 届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

横浜市火災予防条例第28条第4項ただし書の規定により、喫煙所の床面積を減少しましたので、次のとおり届け出ます。

防火対象物 (指定場所)	所在地							
	名 称	③						
	用 途							
劇場等の存する階		④						
劇場等の利用状況等		⑤						
喫煙所を減少する場所	①	階	⑥					
	②	階						
喫煙所の床面積を減少 する階の劇場等の客席 の床面積の合計	①	階	⑦				m ²	
	②	階					m ²	
喫煙所の床面積及び割合	変更前	①	⑧	m ²	/	②	m ²	/
	変更後	①		m ²	/	②	m ²	/

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- (注意) 1 喫煙所の設置場所を記入した平面図を添付して下さい。
2 ※印の欄には、記入しないで下さい。

◆ ◇ 記 入 要 領 ◇ ◆

- ① 届 出 日 消防署に届出する年月日を記入します。

- ② 届 出 者 喫煙所の床面積を減少する建物の所有者や防火管理者などとしています。

- ③ 防火対象物 喫煙所の床面積を減少する建物の所在地、名称、用途を記入します。

- ④ 劇 場 等 の 劇場等の存する階を記入します。
存 する 階

- ⑤ 劇 場 等 の 劇場等の利用状況等のうち、火災予防上支障がないと認められる状況を記
利用状況等 入します。

- ⑥ 喫煙を減少 劇場等の存する階のうち、床面積を減少する喫煙所を記入します。
する 場 所

- ⑦ 喫煙所の床 減少する前の喫煙所の床面積（客席の床面積の合計の20分の1以上）を記入
面積を減少 します。
する階の劇
場等の客席
の床面積の
合計

- ⑧ 喫煙所の床 減少する前後の喫煙所の床面積及び客席の床面積との割合を記入します。
面積及び割
合

喫煙・裸火使用・危険物品持込みに関する解説（第3版）

＝ 横浜市火災予防条例第28条の解説 ＝

◇解説基準日 令和6年4月1日

◇監修 横浜市消防局予防部指導課